

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

条 例	ページ
◎高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例	11
◎知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例	11
◎高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例	12
◎高知県地域活性化・生活対策臨時基金条例	13
◎高知県統計調査条例	14
◎高知県保健師助産師看護師法施行条例	15
◎高知県妊婦健康診査支援基金条例	16
◎高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	16
◎高知県消費者行政活性化基金条例	23
◎高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例	23
◎高知県ふるさと雇用再生特別基金条例	23
◎高知県安心こども基金条例	24
◎高知県情報公開条例の一部を改正する条例	24
◎高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例	25
◎職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	25
◎高知県部設置条例の一部を改正する条例	26
◎地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	27
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	33
◎高知県税条例の一部を改正する条例	33
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	34
◎助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例及び高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例	38
◎高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	39
◎高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	39
◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	40
◎高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	40

◎高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例	40
◎高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	41
◎高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例	41
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	42
◎高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	42
◎高知県漁港管理条例の一部を改正する条例	42
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	43
◎高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例	43
◎高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	44
◎公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	45
◎高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	45
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例	45
◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例	45
◎高知県庁舎建設基金条例を廃止する条例	47

公布された条例のあらまし

◆高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（高知県条例第3号）

1 条例制定の目的

本県の厳しい財政状況を考慮し、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬を平成21年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

(1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間において、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額について、次のとおり減額すること。ただし、期末手当の額は、高知県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号。以下「議員報酬条例」という。）の規定による額とすること。

区分	議員報酬条例の議員報酬及び地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の報酬の月額	減額後の議員報酬及び報酬の月額
議会の議長	910,000円	860,000円
議会の副議長	830,000円	790,000円
議会の議員	780,000円	750,000円
議会の議員の中から選任された監査委員	111,000円	107,000円

(2) 高知県議会議員の議員報酬及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例（平成20年高知県条例第1号）は、廃止すること。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

◆知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（高知県条例第4号）

1 条例制定の目的

本県の厳しい財政状況を考慮し、知事等、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2に規定する者及び職員の給料等を平成21年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間において、(1)から(5)までの給料等の減額を行うこと。

(1) 知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額について、次のとおり減額すること。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知

県条例第12号。以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。（第1条）

区分	知事等の条例の給料月額	減額後の給料月額 （（ ）は、減額率）	
知事	1,240,000円	(30%)	868,000円
副知事	950,000円	(15%)	807,500円
常勤の人事委員会委員	624,000円	(10%)	561,600円
常勤の監査委員	624,000円	(10%)	561,600円
教育長	790,000円	(10%)	711,000円

(2) 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）別表第1及び別表第2に掲げる者のうち、地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（収用委員会の予備委員を除く。）並びに監査委員の報酬月額について、当該額に5パーセントを乗じて得た額を減額すること。（第2条）

(3) 職員の給料月額について、当該額に次の表の職員の区分に応じそれぞれ定める減額率を乗じて得た額を減額すること。ただし、手当の額等は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）等の規定による額とすること。（第3条）

職員の区分	減額率
ア 管理職手当が支給されている職員等	5%
イ ア以外の職員	
(ア) 期末手当及び勤勉手当において人事委員会規則で定める役職加算割合が100分の5を超える職員	1.85%
(イ) 期末手当及び勤勉手当において人事委員会規則で定める役職加算割合が100分の5である職員	1.3%
(ウ) (ア)及び(イ)以外の職員	0.5%

(4) 職員の給料の調整額について、当該額に(3)の表の職員の区分に応じそれぞれ定める減額率を乗じて得た額を減額すること。（第4条）

(5) 職員の管理職手当の月額について、当該額に次の表の職員の区分に応じそれぞれ定める減額率を乗じて得た額を減額すること。（第5条）

職員の区分	減額率
-------	-----

ア 期末手当及び勤勉手当において人事委員会規則で定める管理職加算割合が100分の20である職員	15%
イ 期末手当及び勤勉手当において人事委員会規則で定める管理職加算割合が100分の10である職員	12%
ウ ア及びイ以外の職員	10%

## 3 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

## ◆高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（高知県条例第5号）

## 1 条例制定の目的

国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号）の規定に基づき、職員の大学院等への派遣研修について、その成果を公務に活用させるようにするとともに、県民の信頼を確保し、公務の能率的な運営に資するため、職員の大学院等への派遣研修に係る費用の償還に関し必要な事項を定めることとした。

## 2 主要な内容

## (1) この条例において使用する用語を定義すること。（第2条）

ア 「職員」とは、一般職に属する職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。

イ 「大学院等派遣研修」とは、大学の大学院の課程又はこれに相当する外国の大学等の課程に在学してその課程を履修する研修であって、職員の同意を得て、県が実施するもののうち、その内容及び実施形態が次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして知事が指定する研修をいう。

(ア) 公務外においても有用な知識、技能等の修得が可能なるものであること。

(イ) 県が必要な費用を支出するものであること。

(ウ) 職員の同意があらかじめ書面により行われるものであること。

ウ 「大学院等派遣研修費用」とは、旅費その他の大学院等派遣研修に必要な費用として次に掲げるものをいう。

(ア) 旅費

(イ) 大学院等の課程を置く大学等に対して支払う費用

(ウ) 大学院等の課程を履修する上で必要な教育を受けるために教育施設に対して支払う費用

エ 「特別職地方公務員等」とは、特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の職員、国家公務員又はその業務が県若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第1項に規定する規則、同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）で定めるものに使用される者をいう。

## (2) 職員の大学院等派遣研修費用の県への償還について定めること。（第3条）

ア 大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次に掲げるいずれかの期間内に離職した場合に、それぞれに定める金額を県に償還しなければならない。

(ア) 当該大学院等派遣研修の期間 当該大学院等派遣研修のために県が支出した大学院等派遣研修費用の総額に相当する金額

(イ) 当該大学院等派遣研修の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が5年に達するまでの期間 当該大学院等派遣研修のために県が支出した大学院等派遣研修費用の総額に相当する金額に、同日から起算した職員としての在職期間が通増する程度に応じて100分の100から一定の割合で通減するように次の率を乗じて得た金額

60月から職員としての在職期間の月数を控除した月数を60月で除して得た率  
イ アの離職した場合には、死亡により職員でなくなった場合を含まないものとする。

ウ アの(イ)の職員としての在職期間には、私傷病による病気休暇等の期間、停職の期間、職員団体等の業務に専ら従事した期間及び育児休業をした期間を含まないものとする。

(3) 大学院等派遣研修を命ぜられた職員が公務災害若しくは通勤災害による心身故障又は廃職若しくは過員により分限免職された場合、任命権者等の要請に応じ特別職地方公務員等となるため離職した場合等には、(2)は、適用しないこと。（第4条）

(4) 任命権者等の要請に応じ特別職地方公務員等となるため離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した者等に関して、(2)及び(3)についての特例を定めること。（第5条）

(5) この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定めること。（第6条）

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県地域活性化・生活対策臨時基金条例（高知県条例第6号）

## 1 条例制定の目的

地域の活性化及び県民生活の向上につながる事業を速やかかつ着実に行うため、高知県地域活性化・生活対策臨時基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

## 2 主要な内容

(1) 基金として積み立てる額は、地域活性化・生活対策臨時交付金として交付を受けたもののうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）

(2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。（第2条第2項）

(3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）

(4) 知事は、基金の設置の目的である事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。（第4条）

(5) この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失うこと。（附則第2項）

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県統計調査条例（高知県条例第7号）

## 1 条例制定の目的

統計法（平成19年法律第53号）が施行されることを考慮し、適切な行政運営を図り、県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的として、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることとした。

## 2 主要な内容

(1) この条例において「県統計調査」とは、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に對し事実の報告を求めることにより行う調査をいうこと。（第2条）

- (2) 知事等は、県統計調査を行おうとするときは、その名称、目的、範囲等を告示しなければならないこと。（第3条）
- (3) 個人又は法人その他の団体は、県統計調査のために必要な事項について、報告を行うよう努めなければならないこと。（第4条）
- (4) 県統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならないこと。（第5条）
- (5) 知事等は、県統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該県統計調査の結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこと。（第6条）
- (6) 知事等は、統計の作成若しくは統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報が利用することができること。（第7条）
- (7) 知事等は、行政機関等その他これに準ずる者として規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第1項に規定する規則、同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）で定める者等が、統計の作成等を行う場合等には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができること。（第8条）
- (8) 調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないが、調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者についても、同様とすること。（第9条）
- (9) 調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事する者等又は調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者等は、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないこと。（第10条第1項）
- (10) 調査票情報の提供を受けた者又は当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者等は、当該調査票情報を、その提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないこと。（第10条第2項）
- (11) この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定めること。（第11条）
- (12) この条例の規定に違反した者に対する罰則について定めること。（第12条及び第13条）

## 3 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

## ◆高知県保健師助産師看護師法施行条例（高知県条例第8号）

## 1 条例制定の目的

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）を施行するため、同法、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）及び保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることとした。

## 2 主要な内容

- (1) 准看護師再教育研修を修了した旨の登録を受けた准看護師は、知事に対し、准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付又は再交付を申請することができること。（第2条第1項及び第2項）

- (2) 知事は、准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付又は再交付の申請があったときは、遅滞なく、その交付をしなければならないこと。（第2条第3項）
- (3) 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の中欄に定める名称の手数料として、同表の右欄に定める額の手数料を県に納付しなければならないこと。（第3条）

手数料を納付すべき者	手数料の名称	手数料の額
1 准看護師の免許を受けようとする者	准看護師免許手数料	5,600円
2 准看護師再教育研修を受けようとする者 ア 戒告処分を受けた者 イ アに該当しない者	准看護師再教育研修手数料	49,000円 89,000円
3 准看護師再教育研修を修了した旨の登録を受けようとする者	准看護師再教育研修修了登録手数料	5,600円
4 准看護師試験を受けようとする者	准看護師試験手数料	6,900円
5 准看護師免許証の書換え交付を受ける者	准看護師免許証書換え交付手数料	3,400円
6 准看護師免許証の再交付を受ける者	准看護師免許証再交付手数料	4,100円
7 保健婦免状の書換え交付を受ける者	保健婦免状書換え交付手数料	3,400円
8 看護婦（看護人を含む。）免状の書換え交付を受ける者	看護婦免状又は看護人免状の書換え交付手数料	3,400円
9 保健婦免状の再交付を受ける者	保健婦免状再交付手数料	4,100円
10 看護婦（看護人を含む。）免状の再交付を受ける者	看護婦免状又は看護人免状の再交付手数料	4,100円
11 准看護師試験合格証明書の交付を受ける者	准看護師試験合格証明書交付手数料	3,000円
12 助産婦名簿の謄本の交付を受ける者	助産婦名簿謄本交付手数料	4,300円
13 准看護師再教育研修修了登録証の書	准看護師再教育研修修	3,400円



換え交付を受ける者	了登録証書換え交付手数料	
14 准看護師再教育研修了登録証の再交付を受ける者	准看護師再教育研修了登録証再交付手数料	4,100円

(4) 手数料の不還付、減免及び納付の時期について定めること。(第4条から第6条まで)

### 3 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

#### ◆高知県妊婦健康診査支援基金条例（高知県条例第9号）

##### 1 条例制定の目的

母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき市町村が行う妊婦健康診査事業の円滑な推進を図るため、高知県妊婦健康診査支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

##### 2 主要な内容

(1) 基金として積み立てる額は、妊婦健康診査臨時特例交付金として交付を受けた額とすること。(第2条第1項)

(2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。(第2条第2項)

(3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。(第3条)

(4) 知事は、基金の設置の目的である事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。(第4条)

(5) この条例は、平成23年9月30日限り、その効力を失うものとし、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。(附則第2項)

##### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◆高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（高知県条例第10号）

##### 1 条例制定の目的

高知県環境基本条例（平成8年高知県条例第4号）に規定する環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止し、生活環境の保全を図るとともに、県民の生活の安全を確保するため、土砂等の埋立て等の規制に関し必要な事項を定めることとした。

##### 2 主要な内容

(1) この条例において使用する用語を定義すること。(第2条)

ア 「土砂等の埋立て等」とは、土砂及びこれに混入し、又は吸着した物（以下「土砂等」という。）による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為をいう。

イ 「特定埋立事業」とは、土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等をする事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。

(2) 県は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するとともに、市

町村と連携して不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備等に努めること。(第3条)

(3) 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力し、土砂等の埋立て等をする事業者を行う者は、土砂等の埋立て等に供する区域の周辺の住民の理解を得、土砂等を運搬する事業者を行う者は、土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁が発生するおそれのある土砂等を運搬することがないように努めなければならないこと。(第4条)

(4) 土地の所有者等は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等をする者に対して当該土地を提供することがないように努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力し、不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、速やかに県への通報等の必要な措置を講ずるように努めなければならないこと。(第5条)

(5) 土砂等の埋立て等に使用される土砂等に係る基準として、高知県環境審議会の意見を聴いて、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要な土砂基準及び水質基準を設定すること。(第6条及び第7条)

(6) 土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等及び土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等について定めること。(第8条及び第9条)

(7) 特定埋立事業に関する規制について定めること。

ア 特定埋立事業を行おうとする者は、その申請により知事の許可を受けなければならない。(第10条から第15条まで)

イ 特定埋立事業の許可を受けた者は、土砂等の搬入の届出、土砂等管理台帳の作成、特定埋立事業に使用された土砂等の量の報告、水質検査等、関係書類の閲覧、標識の掲示等、特定埋立事業の完了等の届出及び関係書類の保存をしなければならない。(第16条から第23条まで及び第28条)

ウ 特定埋立事業の許可を受けた者の地位は、譲受けの許可又は相続、合併若しくは分割により承継される。(第24条及び第25条)

エ 知事は、特定埋立事業の許可を受けた者が土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等をしたとき等には、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定埋立事業の停止を命ずることができる。(第26条)

オ 知事は、許可を受けずに特定埋立事業を行った者等に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(第27条)

(8) 知事は、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、立入検査等を行うことができること。(第29条)

(9) 特定埋立事業の許可を受けようとする者等は、許可申請手数料を納付しなければならないこと。(第30条)

(10) この条例と市町村の条例との関係について定めること。(第31条)

(11) この条例の規定に違反した者に対する罰則について定めること。(第33条から第36条まで)

(12) 土砂基準及び水質基準の設定については、この条例の施行の日前においても、高知県環境審議会の意見を聴くことができること。(附則第2項)

(13) この条例の施行の際現に特定埋立事業を行っている者は、この条例の施行の日から起算して1月間は、許可を受けずに特定埋立事業を行うことができること。(附

則第3項)

### 3 施行期日

この条例は、平成21年6月1日から施行することとした。ただし、2の(12)は、公布の日から施行することとした。

#### ◆高知県消費者行政活性化基金条例（高知県条例第11号）

##### 1 条例制定の目的

消費生活相談の内容の複雑化及び高度化が進むことに対応し、消費生活相談窓口の機能の強化等を図るため、高知県消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

##### 2 主要な内容

(1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）

(2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとすること。（第2条第2項）

(3) 基金の経理は、国から交付を受けた地方消費者行政活性化交付金により造成した部分とそれ以外の部分とを区別して行うものとすること。（第3条）

(4) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第4条）

(5) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第5条）

(6) この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失うものとし、基金に残額（(3)の地方消費者行政活性化交付金により造成した部分に係るものに限る。）があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとすること。（附則第2項）

##### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◆高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例（高知県条例第12号）

##### 1 条例制定の目的

非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対する次の雇用までの短期の雇用及び就業機会の創出等のため、高知県緊急雇用創出臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

##### 2 主要な内容

(1) 基金として積み立てる額は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金として交付を受けた額とすること。（第2条第1項）

(2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとすること。（第2条第2項）

(3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）

(4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第4条）

(5) この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うものとし、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとすること。（附則第2項）

##### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◆高知県ふるさと雇用再生特別基金条例（高知県条例第13号）

##### 1 条例制定の目的

雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情及び創意工夫に基づき、地域における継続的な雇用機会の創出を図るため、高知県ふるさと雇用再生特別基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

##### 2 主要な内容

(1) 基金として積み立てる額は、ふるさと雇用再生特別交付金として交付を受けた額とすること。（第2条第1項）

(2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとすること。（第2条第2項）

(3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）

(4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第4条）

(5) この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うものとし、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとすること。（附則第2項）

##### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◆高知県安心こども基金条例（高知県条例第14号）

##### 1 条例制定の目的

保育所、認定こども園等の整備、保育の質の向上のための研修等の事業を行うことにより子どもを安心して育てることができるような体制を整備するため、高知県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

##### 2 主要な内容

(1) 基金として積み立てる額は、子育て支援対策臨時特例交付金として交付を受けた額とすること。（第2条第1項）

(2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとすること。（第2条第2項）

(3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）

(4) 知事は、基金の設置の目的である事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第4条）

(5) この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失うものとし、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとすること。（附則第2項）

##### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◆高知県情報公開条例の一部を改正する条例（高知県条例第15号）

##### 1 条例改正の目的

公立大学法人高知工科大学が設立されることに伴い、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定により県が設立する地方独立行政法人を公文書の開示に係る実施機関に加えることとし、これに伴い必要となる改正をすることとした。

##### 2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

**◆高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（高知県条例第16号）**

## 1 条例改正の目的

公立大学法人高知工科大学が設立されることに伴い、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定により県が設立する地方独立行政法人を個人情報の取扱いに係る実施機関に加えることとし、これに伴い必要となる改正をするとともに、統計法（昭和22年法律第18号）の全部改正及び統計法（平成19年法律第53号）の施行による統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の廃止に伴い、高知県個人情報保護条例の規定を適用しない個人情報に係る規定の整理をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、第34条の改正規定は、平成21年4月1日から施行することとした。

**◆職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第17号）**

## 1 条例改正の目的

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成20年法律第94号）の施行による一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）の一部改正に伴う国家公務員の勤務時間及び育児短時間勤務の勤務の形態の見直し並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正を考慮し、職員の勤務時間等について国家公務員に準じた措置を講ずるよう関係条例について必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

**◆高知県部設置条例の一部を改正する条例（高知県条例第18号）**

## 1 条例改正の目的

社会経済情勢の変化による行政需要に即応した総合的かつ効率的な政策の推進を図るため、部の設置及び分掌事務の一部を変更する等の組織改編をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

**◆地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（高知県条例第19号）**

## 1 条例改正の目的

国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）の一部改正に伴い常時勤務を要する職を占めたまま育児のための短時間勤務を認める制度が導入されたこと及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）が一部改正されたことを考慮し、育児のための短時間勤務を認める制度等について国家公務員に準じた措置を講ずるよう関係条例について必要な改正をすることとした。

## 2 主要内容

## (1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第2条）

ア 非常勤職員、臨時的任用職員等育児短時間勤務をすることができない職員を定めること。（第10条関係）

イ 1年を経過しない前に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情を定めること。（第11条関係）

ウ 育児休業法に規定されているもの以外の育児短時間勤務の勤務の形態を定めること。（第12条関係）

エ 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。（第13条関係）

オ 職員が育児短時間勤務により養育している子を、職員以外の子の親が養育することができることとなったとき等には、育児短時間勤務の承認を取り消すこととする。（第14条関係）

カ 育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずるとき等には、育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き短時間勤務をさせることとする。（第15条関係）

キ 育児短時間勤務をしている職員の給料月額、当該職員の受ける号給に応じて決定される額、当該職員の1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額とすること等職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）等の特例を定めること。（第17条から第19条まで関係）

ク 育児短時間勤務の請求をした職員の業務を処理するため、当該請求に係る期間を任期の限度として採用される短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）についての職員の給与に関する条例等の特例を定めること。（第20条関係）

ケ 育児短時間勤務をした期間についての職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の規定の適用については、その期間の3分の1を在職期間から除算することとする。（第21条関係）

コ その他所要の規定の整備を行うこと。

(2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正（第3条、第4条、第6条及び第7条）

育児短時間勤務の承認を受けた職員等の1週間の勤務時間は、任命権者等が定めることとし、併せて週休日及び勤務時間の割振りの特例等について規定すること。

(3) 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第1条及び第5条）

任期付短時間勤務職員についての条項の適用除外に係る規定の整備を行うこと。

## 3 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

**◆公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第20号）**

## 1 条例改正の目的

公立大学法人高知工科大学が設立されること等に伴い、職員を派遣することができる団体のうち特別の法律により設立された法人について必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

**◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第21号）**

## 1 条例改正の目的

地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定された認定長期優良住宅に係る不動産取得税について必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日



この条例は、平成21年6月4日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第22号）

1 条例改正の目的

薬事法（昭和35年法律第145号）の一部改正等に伴い、動物用医薬品の販売に従事する者に有資格者登録制度が導入されたことによる販売従事登録証の書換え交付等の事務に係る手数料を徴収することとするともに、医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可の申請に対する審査が終了することによる当該申請に対する審査に係る手数料の規定を廃止することとし、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）が一部改正され牛のヨーネ病の検査に新たな検査方法が規定されたことを考慮し、当該検査に係る手数料を徴収することとし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行により、住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者等が、長期優良住宅建築等計画を作成し、その認定を受けることとなることに伴い、当該計画の認定及び変更の認定の事務に係る手数料を徴収することとし、併せて教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）の施行による教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部改正により、教員免許更新制が導入されることに伴い、免許状の更新等の事務に係る手数料を徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行することとした。

（1）第1条中高知県手数料徴収条例第19条、第38条の表1の項及び第56条の表の改正規定 平成21年4月1日

（2）第2条の規定及び附則第2項の規定 平成21年6月1日

（3）第1条中高知県手数料徴収条例第55条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第59条及び第60条の改正規定 平成21年6月4日

◆助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例及び高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例（高知県条例第23号）

1 条例改正の目的

県内において必要な助産師の緊急的な確保及び充実を図るため、助産師緊急確保対策奨学金の貸付対象を県内の助産師養成施設に在学している者にも拡大することとし、併せて助産師、看護師及び准看護師の養成奨学金の貸付対象から助産師を除くことに伴い、関係条例について必要な改正及び規定の整備をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

◆高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第24号）

1 条例改正の目的

厚生労働大臣が3年ごとに定める財政安定化基金拠出率を規定する介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成11年厚生省令第43号）の一部改正に伴い、財政安定化基金拠出率を標準として定める割合を改めるとともに、これまでの高知県介護保険財政安定化基金の運営状況を考慮し、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により県が当該基金に繰り入れなければならない額の算定の基礎となる拠出率の特例を平成23年度まで延長することとした。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

◆高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第25号）

1 条例改正の目的

介護老人保健施設に係る変更の許可申請について、手数料を徴収する場合を限定することとするともに、国の「介護サービス情報の公表」制度における手数料に関する指針が一部改正されたことを考慮し、介護サービス情報調査事務手数料及び介護サービス情報公表事務手数料の額を改定し、併せて介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例中第1条の規定及び附則第2項の規定は平成21年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から施行することとした。

◆高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第26号）

1 条例改正の目的

高知県立療育福祉センターの肢体不自由児施設としての入所機能を見直すこと等に伴い、必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

◆高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第27号）

1 条例改正の目的

障害者自立支援対策臨時特例交付金等が交付されることに伴い、基金の設置目的として福祉及び介護の分野の緊急的な人材確保を図ることを加えるとともに、基金の設置期間を3年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（高知県条例第28号）

1 条例改正の目的

インターネットの普及、深夜営業施設の増加等の社会状況の変化を考慮し、青少年のインターネットの利用環境の整備、深夜営業施設への入場の規制等について必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

（1）青少年の定義の見直し（第7条第1号）

6歳未満の者についても青少年に含めることとする。

（2）自動販売機の定義（第7条第7号）

自動販売機を、物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して対面をする場合における当該対面を除く。）をすることなく、当該機器に収納された物品を販売することができるものと新たに定義すること。

（3）有害図書類の追加（第11条）

図書類の内容についての審査を行う団体で知事が指定するものが青少年に販売し、見せ、聴かせ、又は読ませることが不相当であると認めた図書類であって、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものを新たに有害図書類とすること。

（4）有害図書類の陳列の方法等の規制の強化（第11条の2及び第31条第3項）

ア 有害図書類の陳列は、規則で定める方法によらなければならないこととする。



イ 有害図書類の陳列の方法等についての勧告に従わないときに当該勧告に従うことを命ずることができることとし、当該命令に従わなかった者には、罰則を科すること。

(5) 深夜営業施設への青少年の入場の規制の創設（第19条並びに第31条第3項及び第4項）

ア 次に掲げる者は、深夜にその営業を行う場所に青少年を入場させてはならないこととし、違反した者には、罰則を科すること。

(ア) 個室又は他から容易に見通すことができない区画において、客に図書類の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用をさせることを業とする者

(イ) 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させることを業とする者

イ アの(ア)及び(イ)の者は、深夜にその営業を行うときは、入場しようとする者の見やすい場所に深夜における青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなければならないこととし、違反した者には、罰則を科すること。

(6) 入れ墨の規制の創設（第23条の2及び第31条第2項）

何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、強要し、又は周旋してはならないこととし、違反した者には、罰則を科すること。

(7) インターネットの利用に関する努力義務の創設（第23条の3）

ア 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であって、その内容の全部又は一部が青少年の性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの等であると認められるもの（以下「有害情報」という。）を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように努めなければならないこととする。

イ インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように努めなければならないこととする。

ウ インターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供する電気通信事業者又は端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者は、事業活動の実施に当たっては、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならないこととする。

3 施行期日

この条例は、平成21年10月1日から施行することとした。

#### ◆高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第29号）

1 条例改正の目的

食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき都道府県が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言である国の食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）が一部改正されたことを考慮し、食の安全を脅かす事案を早期に探知し、速やかに被害の拡大を防止する対策を講ずるため、食品等事業者が食品等に起因する消費者の健康被害に関する情報等を速やかに保健所長へ報告することを義務付ける規定を追加することとした。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

#### ◆高知県四十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例（高知県条例第30号）

1 条例改正の目的

知事の権限に属する事務のうち、高知県四十川の保全及び流域の振興に関する基本条例に基づく事務を協議の調った町が処理することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

#### ◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第31号）

1 条例改正の目的

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）の一部改正により、消費生活用製品のうち、経年劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものが特定保守製品とされ、その特定保守製品の売買その他の取引等を行う事業者に関する事務を都道府県知事が行うこととされることに伴い、各市町村が処理している知事の権限に属する事務について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

#### ◆高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（高知県条例第32号）

1 条例改正の目的

県の機関においてその業務に従事する獣医師を確保するため、獣医学を履修する課程に在学する大学生に対して貸与する修学資金の額を引き上げることとした。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

#### ◆高知県漁港管理条例の一部を改正する条例（高知県条例第33号）

1 条例改正の目的

新たに田ノ浦漁港に設置する上屋付きの荷さばき地の使用料の額を定めるとともに、使用料等に係る規定の整備をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

#### ◆高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第34号）

1 条例改正の目的

利用者から要望のある英語表記による成績報告書を交付することとするに伴い、手数料の上限額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

#### ◆高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第35号）

1 条例改正の目的

建築士法（昭和25年法律第202号）の一部改正により二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務等並びに建築士事務所の登録の実施に関する事務等を都道府県知事が指定する者に行わせることができることとされたことに伴い、当該事務に係る手数料をその知事が指定する者に納めさせ、その収入とすることができることとし、併せて二級建築士及び木造建築士の免許手数料の額を改定するとともに、二級建築士免許証及

び木造建築士免許証の書換え交付及び再交付に係る手数料の額を新たに定める等必要な改正をすることとした。

## 2 主要な内容

- (1) 建築主に対する重要事項の説明の際に提示することが義務付けられた二級建築士免許証及び木造建築士免許証を、携帯することができ、写真を転写したものが付いたものとする等に伴い、二級建築士及び木造建築士の免許手数料の額を19,200円（現行 18,000円）に引き上げること。（第6条第1項）
- (2) 国が扱う一級建築士免許証に準じて、二級建築士免許証及び木造建築士免許証の書換え交付及び再交付に係る手数料の額を5,900円とすること。（第6条の2）
- (3) 法第10条の20第2項の規定により知事が指定した者（以下「指定登録機関」という。）が二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務等を行うときは、免許手数料並びに二級建築士免許証明書及び木造建築士免許証明書の書換え交付及び再交付に係る手数料を当該指定登録機関に納付させることとともに、当該手数料は、当該指定登録機関の収入とすること。（第6条の3）
- (4) 法第26条の3第2項の規定により知事が指定した者（以下「指定事務所登録機関」という。）が建築士事務所の登録の実施に関する事務等を行うときは、登録手数料を当該指定事務所登録機関に納付させることとともに、登録手数料は、当該指定事務所登録機関の収入とすること。（第8条の2）
- (5) その他所要の規定の整備を行うこと。

## 3 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県港湾管理条例の一部を改正する条例（高知県条例第36号）

#### 1 条例改正の目的

高知県港湾管理条例に基づく知事の権限に属する事務を宿毛市が処理することとしていたものを廃止するとともに、占用料及び使用料に係る規定の整備をすることとした。

#### 2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

### ◆公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第37号）

#### 1 条例改正の目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成20年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に新たに配置される主幹教諭及び指導教諭の職の者について、教職調整額の支給対象の職員とするよう必要な改正をすることとした。

#### 2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第38号）

#### 1 条例改正の目的

利用者の利便性の向上を図るため、高知県立県民体育館の主競技場の区分利用の新たな方法を認めることとともに、利用料金の基準額について必要な改正をすることとした。

#### 2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第39号）

#### 1 条例改正の目的

警察法施行令（昭和29年政令第151号）の一部が改正されることに伴い、警察官の階級別定員を改めることとした。

#### 2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

### ◆高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第40号）

#### 1 条例改正の目的

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正に伴い、75歳以上の者が運転免許証の更新を受ける際に認知機能に関する検査が義務付けられることから新たに当該検査等に係る手数料を徴収することとともに、高齢者講習に係る講習手数料の額を改定し、運転免許証に電磁的方法による記録を行うこととともに、併せて消防職員が人命救助の用途に供する救命索発射銃等及び保健所の職員が動物麻酔の用途に供する麻酔銃等を所持するための銃砲の所持許可交付手数料等を免除することができることとした。

#### 2 施行期日

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行することとした。

- (1) 第21条第1項の改正規定及び附則第2項の規定 平成21年4月1日
- (2) 第16条の改正規定（同条第1項の表の4の項、5の項及び6の項の改正規定を除く。） 平成21年6月1日
- (3) 第15条、第16条第1項の表4の項、5の項及び6の項並びに第22条の改正規定並びに附則第3項の規定 規則で定める日

### ◆高知県庁舎建設基金条例を廃止する条例（高知県条例第41号）

#### 1 条例の廃止

その目的を達成した高知県庁舎建設基金条例を廃止することとした。

#### 2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

-----  
条 例  
-----

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第3号**

**高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例**

議会の議長、副議長及び議員に係る平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員に係る特例期間における報酬の月額は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第2条第1項及び別表並びに地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、議会の議長にあっては「860,000円」と、議会の副議長にあっては「790,000円」と、議会の議員にあっては「750,000円」と、議会の議員の中から選任された監査委員にあっては「107,000円」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同表に掲げる額とする。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
（高知県議会議員の議員報酬及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例の廃止）
- 2 高知県議会議員の議員報酬及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例（平成20年高知県条例第1号）は、廃止する。

知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第4号**

**知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例**

（知事等の給料の特例）

**第1条** 知事、副知事、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長に係る平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料の月額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）第2条第1項の規定にかかわらず、同条例別表第1及び別表第2に掲げる給料月額からその額に、知事にあっては100分の30、副知事にあっては100分の15、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長にあっては100分の10を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条例別表第1及び別表第2に掲げる額とする。

（地方自治法第203条の2に規定する者の報酬の特例）

**第2条** 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）別表第1及び別表第2に掲げる者のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（収用委員会の予備委員を除く。）並びに監査委員に係る特例期間における報酬の月額は、同条例第2条第1項の規定にかかわらず、同条例別表第1及び別表第2に掲げる報酬月額からその額に100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

（職員の給料月額の特例）

**第3条** 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。以下「職員の条例」という。）第4条第1項各号に掲げる給料表、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。以下「公立学校職員の条例」という。）第5条第1項各号に掲げる給料表若しくは警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号。以下「警察職員の条例」という。）別表第1の警察官給料表又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号。以下この条において「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表若しくは同条第3項若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号。以下この条において「任期付研究員条例」という。）第5条第1項若しくは第2項の給料表若しくは同条第4項の適用を受ける職員（職員の条例第4条第1項第4号アに掲げる医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうち、高知県立療育福祉センターに勤務する職員を除く。次条及び第5条（各号を除く。）において「職員」という。）に係る特例期間における給料月額は、職員の条例第4条及び第5条から第6条の3まで、公立学校職員の条例第5条及び第6条から第7条の3まで、警察職員の条例第4条及び第5条から第6条の3まで、任期付職員条例第4条又は任期付研究員条例第5条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下この条において「基礎給料月額」という。）からその額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額（職員の条例第14条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第25条、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第16条第3項若しくは第18条第4項、公立学校職員の条例第17条、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第16条第3項若しくは第18条第4項、警察職員の条例第14条又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第16条第3項の規定による勤務しない1時間につき減額する額の算出の基礎となる地域手当の月額を含む。以下同じ。）、給料の調整額、勤務1時間当たりの給与額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。  
（1） 職員の条例第9条第1項、公立学校職員の条例第12条第1項又は警察職員の条例第9条第1項の規定に基づく管理職手当を受けるべき職を占める職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表若しくは同条第3項又は任期付研究員条例第5条第1項の給料表若しくは同条第4項の適用を受ける職員並びにこれらの職員との権衡上必要があると任命権者が認める職員 100分の5  
（2） 前号に掲げる職員以外の職員であって、職員の条例第21条第5項（職員の条例第22条第4項において準用する場合を含む。）、公立学校職員の条例第22条第5項（公立学校職員の条例第23条第4項において準用する場合を含む。）又は警察職員の条例第21条第5項（警察職員の条例第22条第4項において準用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める職員の職にあるもの（次号において「役職加算を受ける職員」という。）のうち、人事委員会規則で定める職員の職の区分に応じて人事委員会規則で定める割合（同号において「役職加算割合」という。）が100分の5を超える割合で



ある職員 100分の1.85

(3) 役職加算を受ける職員のうち、役職加算割合が100分の5である職員及び任期付  
 研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受ける職員 100分の1.3

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 100分の0.5  
 (職員の給料の調整額の特例)

**第4条** 職員に係る特例期間における給料の調整額は、職員の条例第8条、公立学校職員の  
 条例第10条又は警察職員の条例第8条の規定にかかわらず、これらの規定により定め  
 られる額（以下この条において「基礎調整額」という。）からその額に前条各号に掲げ  
 る職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を  
 生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額及  
 び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は、基礎調整額とする。  
 (職員の管理職手当の特例)

**第5条** 職員に係る特例期間における管理職手当の月額、職員の条例第9条第2項、公立  
 学校職員の条例第12条第2項又は警察職員の条例第9条第2項の規定にかかわらず、  
 これらの規定により定められる額（以下この条において「基礎管理職手当月額」とい  
 う。）からその額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて  
 得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減  
 じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、基礎管理職  
 手当月額とする。

(1) 職員の条例第21条第5項（職員の条例第22条第4項において準用する場合を含  
 む。）又は警察職員の条例第21条第5項（警察職員の条例第22条第4項において準用  
 する場合を含む。）の人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（次号  
 において「管理職加算を受ける職員」という。）のうち、人事委員会規則で定める職  
 員の職の区分に応じて人事委員会規則で定める割合（同号において「管理職加算割  
 合」という。）が100分の20である職員 100分の15

(2) 管理職加算を受ける職員のうち、管理職加算割合が100分の10である職員 100分  
 の12

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の10

#### 附 則

(施行期日)

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
 (職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第95号）の一  
 部を次のように改正する。  
 附則第17項中「知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に  
 関する条例（平成20年高知県条例第3号）第3条」を「知事等、地方自治法第203条の  
 2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（平成21年高知県条例第4号）第  
 3条」に改める。  
 (公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97  
 号）の一部を次のように改正する。  
 附則第15項中「知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に  
 関する条例（平成20年高知県条例第3号）第3条」を「知事等、地方自治法第203条の  
 2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（平成21年高知県条例第4号）第  
 3条」に改める。

(警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

4 警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第98号）  
 の一部を次のように改正する。

附則第19項中「知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に  
 関する条例（平成20年高知県条例第3号）第3条」を「知事等、地方自治法第203条の  
 2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（平成21年高知県条例第4号）第  
 3条」に改める。

高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第5号

##### 高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号）  
 第12条の規定に基づき、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関し必要な事項を定める  
 ことにより、職員の大学院等派遣研修について、その成果を公務に活用させるようにす  
 るとともに、県民の信頼を確保し、もって公務の能率的な運営に資することを目的とす  
 る。

(定義)

**第2条** この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条  
 第2項に規定する一般職に属する職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法  
 律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。

2 この条例において「大学院等派遣研修」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に  
 基づく大学の大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相  
 当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学  
 （これに準ずる教育施設を含む。）の課程（次項において「大学院等の課程」とい  
 う。）に在学してその課程を履修する研修であって、地方公務員法第39条又は教育公務  
 員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の規定に基づき、職員の同意を得て、県が実施  
 するもののうち、その内容及び実施形態が次に掲げる要件のいずれにも該当するものと  
 して知事が指定する研修をいう。

(1) 公務外においても有用な知識、技能等の修得が可能なるものであること。

(2) 県が必要な費用を支出するものであること。

(3) この項に規定する職員の同意があらかじめ書面により行われるものであること。

3 この条例において「大学院等派遣研修費用」とは、旅費その他の大学院等派遣研修に  
 必要な費用として次に掲げるものをいう。

(1) 職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）に定めるところによる旅費

(2) 大学院等派遣研修に係る大学院等の課程に在学して当該大学院等の課程を履修す  
 るために当該大学院等の課程を置く大学等（学校教育法に基づく大学若しくは外国の  
 大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用

(3) 大学院等派遣研修に係る大学院等の課程に在学して当該大学院等の課程を履修す  
 る上で必要な教育を受けるために当該教育を行う教育施設に対して支払う費用

4 この条例において「特別職地方公務員等」とは、地方公務員法第3条第3項に規定す  
 る特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の職員、国家公務員又はその業務が県

若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第1項に規定する規則、同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）で定めるものを使用される者をいう。

（大学院等派遣研修費用の償還）

**第3条** 大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、その者は、それぞれ当該各号に定める金額を県に償還しなければならない。

- （1） 当該大学院等派遣研修の期間 当該大学院等派遣研修のために県が支出した大学院等派遣研修費用の総額に相当する金額
- （2） 当該大学院等派遣研修の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が5年に達するまでの期間 当該大学院等派遣研修のために県が支出した大学院等派遣研修費用の総額に相当する金額に、同日から起算した職員としての在職期間が遡増する程度に応じて100分の100から一定の割合で遡減するように次項に定める率を乗じて得た金額
- 2 前項第2号の率は、60月から同号の職員としての在職期間の月数を控除した月数を60月で除して得た率とし、当該職員としての在職期間の月数は、次に掲げるところにより計算するものとする。
  - （1） 月により期間を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143条に定めるところによる。
  - （2） 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、30日をもって1月とする。
- 3 第1項の離職した場合には、死亡により職員でなくなった場合を含まないものとする。
- 4 第1項第2号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
  - （1） 地方公務員法第28条第2項の規定による休職の期間（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。次条第1号において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他の規則等で定める休職の期間を除く。）
  - （2） 地方公務員法第29条の規定による停職の期間
  - （3） 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書（同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間
  - （4） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をした期間（適用除外）

**第4条** 前条の規定は、大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。

- （1） 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第1項第2号に掲げる事由に該当して免職された場合又は同項第4号に掲げる事由に該当して免職された場合
- （2） 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含

む。）

- （3） 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合
- （4） 前3号に掲げる場合に準ずる場合として規則等で定める場合
- （5） 任命権者又は任命権者から委任を受けた者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職した場合
- （6） 前号に掲げる場合のほか、特別職地方公務員等となるため離職した場合であつて、規則等で定める場合  
（特別職地方公務員等となった者に関する特例）

**第5条** 大学院等派遣研修を命ぜられた職員のうち、前条第5号又は第6号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き1以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き1以上の特別職地方公務員等として採用された者が離職した場合には、同条第5号又は第6号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とみなして、第3条の規定を適用する。この場合において、同条第4項中「次に掲げる期間」とあるのは、「次に掲げる期間及び第5条第1項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として規則等で定める期間」とする。

- 2 大学院等派遣研修を命ぜられた職員のうち、前条第5号又は第6号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職する者（1の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き1以上の特別職地方公務員等として在職する者を含む。）が、当該特別職地方公務員等でなくなった場合（引き続き職員として採用される場合又は引き続き当該特別職地方公務員等以外の特別職地方公務員等として在職する場合を除く。）には、当該特別職地方公務員等でなくなったことを離職したと、同条第5号又は第6号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とそれぞれみなして、前2条の規定を適用する。この場合において、第3条第4項中「次に掲げる期間」とあるのは「次に掲げる期間及び第5条第2項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として規則等で定める期間」と、前条中「次の各号に掲げる場合」とあるのは「特別職地方公務員等につき次の各号に掲げる場合に相当する場合として規則等で定める場合」とする。  
（規則等への委任）

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行後に大学院等派遣研修を命ぜられた職員について適用する。

高知県地域活性化・生活対策臨時基金条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第6号

##### 高知県地域活性化・生活対策臨時基金条例

（設置）

**第1条** 地域の活性化及び県民生活の向上につながる事業を速やかかつ着実に行うため、

高知県地域活性化・生活対策臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。  
（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、地域活性化・生活対策臨時交付金として交付を受けたもののうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。  
（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（処分）

**第4条** 知事は、第1条の事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

（委任）

**第5条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。



高知県統計調査条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第7号

##### 高知県統計調査条例

（目的）

**第1条** この条例は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において「県統計調査」とは、知事その他の執行機関（高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）第3条第2項の規定により置かれる公営企業局、高知県警察本部（警察署を含む。）及びこれらに置かれる機関を含む。以下「知事等」という。）が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- （1）知事等がその内部において行うもの
- （2）法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等（法第2条第3項に規定する行政機関等をいう。第8条第1号において同じ。）に対し、知事等が報告を求めることが規定されているもの
- （3）知事等が国の行政機関（法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）の事務を行うこととされているもの又は知事等が委託を受けて行うもの
- （4）知事等が統計法施行令（平成20年政令第334号）第2条第5号に規定する事務に関して行うもの

（県統計調査に関する告示）

**第3条** 知事等は、県統計調査を行おうとするときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- （1）調査の名称及び目的
- （2）調査対象の範囲
- （3）報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- （4）報告を求める者
- （5）報告を求めるために用いる方法
- （6）報告を求める期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、知事等が必要であると認める事項  
（報告の責務）

**第4条** 個人（未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人を含む。）又は法人その他の団体は、県統計調査のために必要な事項について、報告を行うよう努めなければならない。

（県統計調査と誤認させる調査の禁止）

**第5条** 何人も、県統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

（結果の公表）

**第6条** 知事等は、県統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該県統計調査の結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

（調査票情報の二次利用）

**第7条** 知事等は、次に掲げる場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報（法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。

- （1）統計の作成又は統計的研究（次条において「統計の作成等」という。）を行う場合
- （2）統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合  
（調査票情報の提供）

**第8条** 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- （1）行政機関等その他これに準ずる者として規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第1項に規定する規則、同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- （2）前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則等で定めるものを行う者 当該規則等で定める統計の作成等  
（調査票情報の提供を受けた者による適正な管理）

**第9条** 前条の規定に基づき調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定に基づき調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）



**第10条** 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- (1) 第8条の規定に基づき調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
- (2) 第8条の規定に基づき調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第8条の規定に基づき調査票情報の提供を受けた者又は同条の規定に基づき調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報を、その提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。  
(規則等への委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

(罰則)

**第12条** 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定に違反して、県統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者
  - (2) 第10条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- 2 前項第1号の罪の未遂は、罰する。

**第13条** 第10条第1項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行し、この条例の施行後に行う県統計調査について適用する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に知事等が行った県統計調査によって集められた調査票に記録されている情報は、法及びこの条例の規定により知事等が行った県統計調査に係る調査票情報とみなす。

~~~~~  
高知県保健師助産師看護師法施行条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第8号

##### 高知県保健師助産師看護師法施行条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）を施行するため、法、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。第3条において「政令」という。）及び保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号。同条において「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める

ものとする。

(准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付及び再交付)

**第2条** 法第15条の2第4項の規定により准看護師再教育研修を修了した旨の登録を受けた准看護師（次項において「再教育研修修了登録准看護師」という。）は、同条第5項の規定により交付を受けた准看護師再教育研修修了登録証（以下この条において「准看護師再教育研修修了登録証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、知事に対し、准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付を申請することができる。

2 再教育研修修了登録准看護師は、准看護師再教育研修修了登録証を破り、汚し、又は失ったときは、知事に対し、准看護師再教育研修修了登録証の再交付を申請することができる。

3 知事は、前2項の規定に基づき准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付又は再交付の申請があったときは、遅滞なく、その交付をしなければならない。

(手数料の額等)

**第3条** 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の中欄に定める名称の手数料として、同表の右欄に定める額の手数料を県に納付しなければならない。

| 手数料を納付すべき者                                                         | 手数料の名称                | 手数料の額              |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------|
| 1 法第8条の規定により准看護師の免許を受けようとする者                                       | 准看護師免許手数料             | 5,600円             |
| 2 法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修を受けようとする者<br>ア 戒告処分を受けた者<br>イ アに該当しない者 | 准看護師再教育研修手数料          | 49,000円<br>89,000円 |
| 3 法第15条の2第4項の規定により准看護師再教育研修を修了した旨の登録を受けようとする者                      | 准看護師再教育研修修了登録手数料      | 5,600円             |
| 4 法第18条の規定による准看護師試験を受けようとする者                                       | 准看護師試験手数料             | 6,900円             |
| 5 政令第6条第2項の規定に基づき准看護師免許証の書換え交付を受ける者                                | 准看護師免許証書換え交付手数料       | 3,400円             |
| 6 政令第7条第2項の規定に基づき准看護師免許証の再交付を受ける者                                  | 准看護師免許証再交付手数料         | 4,100円             |
| 7 政令附則第2項において準用する政令第6条第2項の規定に基づき保健婦免状の書換え交付を受ける者                   | 保健婦免状書換え交付手数料         | 3,400円             |
| 8 政令附則第2項において準用する政令第6条第2項の規定に基づき看護婦（法第60                           | 看護婦免状又は看護人免状の書換え交付手数料 | 3,400円             |

|                                                                                    |                        |        |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------|
| 条の規定により法第53条の規定が準用される看護人を含む。) 免状の書換え交付を受ける者                                        | 料                      |        |
| 9 政令附則第2項において準用する政令第7条第2項の規定に基づき保健婦免状の再交付を受ける者                                     | 保健婦免状再交付手数料            | 4,100円 |
| 10 政令附則第2項において準用する政令第7条第2項の規定に基づき看護婦(法第60条の規定により法第53条の規定が準用される看護人を含む。) 免状の再交付を受ける者 | 看護婦免状又は看護人免状の再交付手数料    | 4,100円 |
| 11 省令第30条第1項の規定に基づき准看護師試験合格証明書の交付を受ける者                                             | 准看護師試験合格証明書交付手数料       | 3,000円 |
| 12 省令附則第5項及び第6項第1号の規定による助産婦名簿の謄本の交付を受ける者                                           | 助産婦名簿謄本交付手数料           | 4,300円 |
| 13 前条第3項の規定により准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付を受ける者                                            | 准看護師再教育研修修了登録証書換え交付手数料 | 3,400円 |
| 14 前条第3項の規定により准看護師再教育研修修了登録証の再交付を受ける者                                              | 准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料   | 4,100円 |

(手数料の不還付)

**第4条** 既に納付された前条の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

**第5条** 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、第3条の手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の納付の時期)

**第6条** 第3条の手数料は、申請書の提出と同時に納付しなければならない。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項の規定の施行後において同項の規定による改正前の高知県手数料徴収条例(平成12年高知県条例第5号)の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

(高知県手数料徴収条例の一部改正)

3 高知県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

**第3条 削除**



高知県妊婦健康診査支援基金条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第9号**

**高知県妊婦健康診査支援基金条例**

(設置)

**第1条** 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき市町村が行う妊婦健康診査事業の円滑な推進を図るため、高知県妊婦健康診査支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、妊婦健康診査臨時特例交付金として交付を受けた額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

**第4条** 知事は、第1条の事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成23年9月30日限り、その効力を失う。基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。



高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第10号**

**高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例**

目次

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等に係る基準(第6条・第7条)

第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等(第8条・第9条)

第4章 特定埋立事業に関する規制（第10条―第28条）

第5章 雑則（第29条―第32条）

第6章 罰則（第33条―第36条）

附則

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、高知県環境基本条例（平成8年高知県条例第4号）第3条に定める環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において「土砂等の埋立て等」とは、土砂及びこれに混入し、又は吸着した物（以下「土砂等」という。）による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為をいう。ただし、製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料のたい積をする行為その他生活環境の保全上必要な措置が図られ、かつ、災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為を除く。

2 この条例において「特定埋立事業」とは、土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域内において当該事業の工程の一部として土砂等の埋立て等が行われる場合にあつては、当該事業が行われる一団の土地の区域）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等をする事業であつて、土砂等の埋立て等に供する区域の面積（一団の土地の区域内に複数の土砂等の埋立て等に供し、又は供した区域があるときにあつては、これらの区域の面積を合算した面積）が3,000平方メートル以上であるものをいう。

（県の責務）

**第3条** 県は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

2 県は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、市町村と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

3 県は、市町村がその地域の実情に応じて、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止に関する施策を十分に行うことができるよう技術的な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めるものとする。

（事業者の責務）

**第4条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止に関する施策に協力するように努めなければならない。

2 土砂等の埋立て等をする事業者は、土砂等の埋立て等に供する区域の周辺の住民の理解を得るように努めなければならない。

3 土砂等を運搬する事業者を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁が発生するおそれのある土砂等を運搬することがないように努めなければならない。

（土地の所有者等の責務）

**第5条** 土地の所有者、占有者又は管理者（以下この条において「土地の所有者等」という。）は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等をする者に対して当該土地を提供することがないように努めなければならない。

2 土地の所有者等は、土砂等の埋立て等をする者に対し土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生のおそれのないことを確認するとともに、県及び市町村が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 土地の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、速やかに県への通報その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

### 第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等に係る基準

（土砂基準の設定）

**第6条** 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の汚染状態の基準（以下「土砂基準」という。）は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める。

2 知事は、前項の規定により土砂基準を定めようとするときは、あらかじめ高知県環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときは、同様とする。

（水質基準の設定）

**第7条** 土砂等の埋立て等に使用された土砂等の層を通過した雨水等（以下「浸透水」という。）の汚濁状態の基準（以下「水質基準」という。）は、水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により水質基準を定め、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとする場合について準用する。

### 第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等

（土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等）

**第8条** 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等をし、又は土砂基準に適合しない土砂等を使用する土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供してはならない。

2 知事は、土砂等の埋立て等に土砂基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等がされ、又はされた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により土砂基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の撤去その他の当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水が水質基準に適合していないことを確認したときは、当該土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、当該土砂等の埋立て等の中止、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等）



**第9条** 土砂等の埋立て等をする者及び土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがある場合において、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### 第4章 特定埋立事業に関する規制

（特定埋立事業の許可）

**第10条** 特定埋立事業を行おうとする者は、特定埋立事業に供する区域（以下「特定埋立事業区域」という。）ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定埋立事業については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（第16条第1号において「国等」という。）が行う特定埋立事業
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場所から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の埋立て等をする特定埋立事業
- (3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う特定埋立事業
- (4) 非常災害のために必要な応急措置として行う特定埋立事業
- (5) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う特定埋立事業で、規則で定めるもの
- (6) 特定埋立事業区域から50キロメートル以内の場所で採取された土砂等を使用して土砂等の埋立て等をする特定埋立事業。ただし、当該採取された土砂等を船舶で運搬して使用する場合を除く。

（特定埋立事業の許可の申請手続）

**第11条** 前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を特定埋立事業に着手しようとする日の60日前までに知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 特定埋立事業区域及び特定埋立事業に供する施設（以下「特定埋立事業場」という。）の位置及び面積
- (3) 特定埋立事業場の設置計画
- (4) 特定埋立事業の施工を管理する事務所の所在地
- (5) 特定埋立事業の施工を管理する者の氏名
- (6) 特定埋立事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果
- (7) 特定埋立事業に使用される土砂等の量
- (8) 特定埋立事業の施工期間
- (9) 特定埋立事業が完了した場合の特定埋立事業場の構造
- (10) 特定埋立事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(11) 特定埋立事業区域内の浸透水を採用するための措置

(12) 特定埋立事業が施工されている間において、特定埋立事業区域以外の地域への当該特定埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置

(13) 前各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、前条の許可を受けようとする特定埋立事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の埋立て等をする事業（以下「一時たい積事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を特定埋立事業に着手しようとする日の60日前までに知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第5号まで、第8号及び第11号に掲げる事項
- (2) 特定埋立事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（当該表土と特定埋立事業に使用される土砂等とが遮断される構造である場合にあっては、その構造）
- (3) 年間の特定埋立事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量
- (4) 特定埋立事業場の構造
- (5) 特定埋立事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項

（関係市町村長の意見の聴取）

**第12条** 知事は、前条の規定により第10条の許可の申請があったときは、遅滞なく、その旨を当該申請に係る特定埋立事業の施工に関し生活環境の保全及び住民の生活の安全の確保上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村の長の生活環境の保全及び住民の生活の安全の確保の見地からの意見を聴くものとする。

（特定埋立事業の許可の基準）

**第13条** 知事は、第10条の許可の申請が第11条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第10条の許可をしてはならない。

- (1) 特定埋立事業の施工を管理することができる事務所が設置されること。
- (2) 特定埋立事業区域内の表土が土砂基準に適合する土砂等であること。
- (3) 特定埋立事業が完了した場合において、当該特定埋立事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定埋立事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (4) 特定埋立事業区域内の浸透水を採用するために必要な措置が図られていること。
- (5) 特定埋立事業が施工されている間において、特定埋立事業区域以外の地域への当該特定埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- (6) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 第8条第2項若しくは第3項、第9条第2項又は第27条の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ぜられ、当該措置を完了していないと認められる者

イ 第26条第1項の規定に基づき許可を取り消され、その取消の日から起算して3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合において、当該不利益処分に係る高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有

する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同格以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者が当該取消しの日から起算して3年を経過しないものを含む。）。ただし、第26条第1項第3号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者を除く。

ウ 特定埋立事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

エ 法人で、その役員又は規則で定める使用人のうちにウに該当する者のあるもの  
オ 個人で、規則で定める使用人のうちにウに該当する者のあるもの

2 知事は、第10条の許可の申請が第11条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第10条の許可をしてはならない。

- (1) 特定埋立事業の施工を管理することができる事務所が設置されること。
- (2) 特定埋立事業区域内の表土が土砂基準に適合する土砂等であること（特定埋立事業区域内の表土と特定埋立事業に使用される土砂等とが遮断される構造である場合にあっては、その構造が当該特定埋立事業による土壌の汚染を防止するものであること。）。)
- (3) 特定埋立事業場の構造が、当該特定埋立事業区域以外の地域への特定埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (4) 特定埋立事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。
- (5) 特定埋立事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。
- (6) 申請者が前項第6号アからオまでのいずれにも該当しないこと。

3 第1項（第3号及び第5号に係る部分に限る。）及び前項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、第10条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、これを適用しない。

（特定埋立事業の許可の条件）

**第14条** 知事は、生活環境を保全し、又は県民の生活の安全を確保するために必要があると認めるときは、第10条の許可に条件を付することができる。

（変更の許可等）

**第15条** 第10条の許可を受けた者は、第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を当該変更が生ずる日の60日前までに知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 変更の内容及び理由
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、規則で定める事項

3 第10条の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を当該変更が生じた日から10日以内に知事に届けなければならない。

4 前3条の規定は、第1項の許可について準用する。

（土砂等の搬入の届出）

**第16条** 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定埋立事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、土砂等の搬入を開始する日の30日前までに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が土砂基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものを添付して、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が土砂基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものの添付を省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、当該土砂等が土砂基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたとき。
- (2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場所から採取された土砂等である場合であって、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う場所（当該場所において土砂等の採取場所が明確に区分されているものに限る。）から採取された土砂等である場合であって、この条の規定により知事に対してなされた届出に添付された当該土砂等が当該採取場所から採取されたことを証する書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が土砂基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものの写しが添付されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと知事が認めたとき。

（土砂等管理台帳の作成）

**第17条** 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定埋立事業に使用された土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

- (1) 当該許可に係る特定埋立事業区域に搬入された土砂等の採取場所からの運搬手段
- (2) 当該許可に係る特定埋立事業区域に搬入された土砂等の1日ごとの量
- (3) 特定埋立事業が一時たい積事業である場合にあっては、当該許可に係る特定埋立事業区域から搬出された土砂等の1日ごとの量及び搬出先ごとの内訳
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、規則で定める事項

（特定埋立事業に使用された土砂等の量の報告）

**第18条** 第10条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定埋立事業に使用された土砂等の量（当該特定埋立事業が一時たい積事業である場合にあっては、土砂等の搬入量及び搬出量）を知事に報告しなければならない。

（水質検査等）

**第19条** 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定埋立事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定埋立事業区域内の土砂等の埋立て等に使用された土砂等の汚染状況を確認するための浸透水の汚濁状況についての検査（以下この条において「水質検査」という。）を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めたときは、規則で定めるところにより、当該特定埋立事業区域内の土壌の汚染状況についての検査（以下この条において「土壌検査」という。）を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

2 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定埋立事業を完了し、又は廃止したと

きは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定埋立事業区域内の水質検査及び土壌検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと知事が認めるとき又は当該土壌検査を行う必要がないと知事が認めるときは、当該水質検査又は土壌検査を省略することができる。

3 第10条の許可を受けた者は、第1項又は前項の規定により水質検査又は土壌検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該水質検査又は土壌検査の結果を知事に報告しなければならない。

4 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定埋立事業区域内の土壌中に土砂基準に適合しない土砂等があることを確認したとき又は当該許可に係る特定埋立事業区域内の浸透水が水質基準に適合していないことを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

（関係書類の閲覧）

**第20条** 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定埋立事業の施工を管理する事務所において、当該特定埋立事業が施工されている間、当該特定埋立事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを、周辺住民その他の生活環境の保全又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。

2 知事は、第10条の許可をした特定埋立事業が施工されている間及び当該特定埋立事業が完了し、若しくは廃止された日又は当該特定埋立事業に係る第26条第1項の規定に基づく許可の取消しがあった日から起算して5年を経過するまでの間、当該特定埋立事業に関しこの条例の規定により提出のあった書類を、周辺住民その他の生活環境の保全又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。

（標識の掲示等）

**第21条** 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定埋立事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定埋立事業区域と特定埋立事業区域以外の地域との境界に、規則で定めるところにより、その境界を明らかにする表示を行わなければならない。

（特定埋立事業の完了等）

**第22条** 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定埋立事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を特定埋立事業を完了した日から10日以内に知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る特定埋立事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうか並びに当該届出に係る特定埋立事業区域が第10条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

3 前項の規定により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る特定埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（特定埋立事業の廃止等）

**第23条** 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定埋立事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該特定埋立事業の廃止又は休止後の当該特定埋立事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁並びに当該特定埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は

流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定埋立事業を廃止したとき又は2月上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、それぞれ当該廃止した日から30日以内に又はあらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。休止の届出をした特定埋立事業を再開したときも、同様とする。

3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第10条の許可は、その効力を失う。

4 知事は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに当該届出に係る特定埋立事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうか並びに当該特定埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る特定埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（特定埋立事業の譲受けの許可）

**第24条** 第10条の許可を受けた者から当該許可に係る特定埋立事業を譲り受けようとする者は、特定埋立事業区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を特定埋立事業に着手しようとする日の30日前までに知事に提出しなければならない。

（1）申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）

（2）特定埋立事業を譲り渡そうとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）

（3）譲り受けようとする特定埋立事業の許可年月日及び許可番号

（4）前3号に掲げる事項のほか、規則で定める事項

3 第13条第1項（第6号に係る部分に限る。）及び第2項（第6号に係る部分に限る。）並びに第14条の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項の許可を受けて特定埋立事業を譲り受けた者は、当該特定埋立事業に係る第10条の許可を受けた者の地位を承継する。

（特定埋立事業の許可に基づく地位の承継）

**第25条** 第10条の許可を受けた者について、相続、合併又は分割（当該許可に係る特定埋立事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る特定埋立事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定埋立事業を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第10条の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を当該承継があった日から30日以内に知事に届け出なければならない。

（1）届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）

（2）第10条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）



- (3) 承継した特定埋立事業の許可年月日及び許可番号
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、規則で定める事項  
(特定埋立事業の許可の取消し等)

**第26条** 知事は、第10条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定埋立事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第8条第2項若しくは第3項又は第9条第2項の規定に基づく命令に違反したとき。
  - (2) 不正の手段により第10条、第15条第1項又は第24条第1項の許可を受けたとき。
  - (3) 第13条第1項第6号アからオまでのいずれか又は同条第2項第6号に規定する同条第1項第6号アからオまでのいずれか（第24条第3項において準用する場合を含む。）に該当するに至ったとき。
  - (4) 第14条（第15条第4項及び第24条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき許可に付した条件に違反したとき。
  - (5) 第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
  - (6) 第16条から第18条まで、第19条（第2項を除く。）、第20条第1項又は第21条の規定に違反したとき。
  - (7) 前条第1項の規定により第10条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第13条第1項第6号アからオまでのいずれか又は同条第2項第6号に規定する同条第1項第6号アからオまでのいずれかに該当するとき。
  - (8) 次条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定に基づき許可を取り消された者（当該取り消された許可に係る特定埋立事業について次条第1項の規定に基づく命令を受けた者を除く。）は、当該取り消された許可に係る特定埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。  
(措置命令)

**第27条** 知事は、第10条、第15条第1項又は第24条第1項の規定に違反して特定埋立事業を行った者に対し、当該特定埋立事業に使用された土砂等の撤去その他の当該特定埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、第22条第3項、第23条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、その特定埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  
(関係書類の保存)

**第28条** 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定埋立事業について第22条第1項の規定による完了の届出若しくは第23条第2項の規定による廃止の届出をした日又は第26条第1項の規定に基づく許可の取消しの日から5年間、当該特定埋立事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第17条の規定により作成した土砂等管理台帳を保存しなければならない。

#### 第5章 雑則

##### (立入検査等)

**第29条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者

の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等をし、若しくはした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において土砂等無償で収去させること（以下この条において「立入検査等」という。）ができる。

- 2 立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。
- 3 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(許可申請手数料)

**第30条** 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる額の許可申請手数料を当該許可に係る申請書の提出と同時に県に納付しなければならない。

- (1) 第10条の許可を受けようとする者 1件につき52,000円
- (2) 第15条第1項の許可を受けようとする者 1件につき33,000円
- (3) 第24条第1項の許可を受けようとする者 1件につき52,000円

2 既に納付された前項の許可申請手数料は、選付しない。  
(市町村の条例との関係)

**第31条** この条例の規定は、市町村が、その地域の自然的社会的諸条件に応じて、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止するため、この条例で定める事項以外の事項に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

2 市町村が土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止するために制定する条例の内容が、この条例の趣旨にのっとったものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めるときは、当該市町村の区域における特定埋立事業については、この条例の規定を適用しない。  
(委任)

**第32条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 罰則

##### (罰則)

**第33条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の許可を受けた者であつて、第8条第1項の規定に違反して土砂等の埋立て等をしたもの
- (2) 第8条第2項若しくは第3項、第9条第2項、第26条第1項又は第27条の規定に基づく命令に違反した者
- (3) 第10条、第15条第1項又は第24条第1項の規定に違反して特定埋立事業を行った者

**第34条** 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第17条の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第18条又は第19条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第19条第1項又は第2項の規定による検査を行わなかった者
- (5) 第29条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (6) 第29条第1項の規定に基づく検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、

又は同項の規定に基づく質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者  
**第35条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第3項、第22条第1項、第23条第2項又は第25条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第28条の規定に違反した者  
 (両罰規定)

**第36条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
 (準備行為)
- 2 土砂基準及び水質基準の設定については、知事は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、高知県環境審議会の意見を聴くことができる。  
 (経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に特定埋立事業を行っている者は、施行日から起算して1月間は、第10条の許可を受けずに当該特定埋立事業を行うことができる。その者が当該期間内に第11条の規定により第10条の許可の申請をした場合において、当該申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。
- 4 前項の規定により特定埋立事業を行うことができる場合においては、その者を第10条の許可を受けた者とみなして、第21条、第22条、第23条（第3項を除く。）、第26条及び第27条第2項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句                                                             | 読み替える字句                                                    |
|---------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 第21条第1項 | 当該許可に係る特定埋立事業場                                                        | その特定埋立事業場                                                  |
| 第21条第2項 | 当該許可に係る特定埋立事業区域                                                       | その特定埋立事業区域                                                 |
| 第22条第1項 | 当該許可に係る特定埋立事業                                                         | その特定埋立事業                                                   |
| 第22条第2項 | 前項                                                                    | 附則第4項の規定により読み替えて適用される前項                                    |
|         | 特定埋立事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうか並びに当該届出に係る特定埋立事業区域が第10条の許可の内容に適合しているかどうか | 特定埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうか |

|         |                                             |                                                                       |
|---------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 第22条第3項 | 前項                                          | 附則第4項の規定により読み替えて適用される前項                                               |
|         | 第1項                                         | 附則第4項の規定により読み替えて適用される第1項                                              |
| 第23条第1項 | 当該許可に係る特定埋立事業                               | その特定埋立事業                                                              |
| 第23条第2項 | 当該許可に係る特定埋立事業を廃止したとき又は2月以上休止しようとするとき        | その特定埋立事業を廃止したとき                                                       |
|         | それぞれ当該廃止した日から30日以内に又はあらかじめ                  | 当該廃止した日から30日以内に                                                       |
|         | 届け出なければならない。休止の届出をした特定埋立事業を再開したときも、同様とする    | 届け出なければならない                                                           |
| 第23条第4項 | 第2項                                         | 附則第4項の規定により読み替えて適用される第2項                                              |
|         | 速やかに当該届出に係る特定埋立事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうか並びに | 速やかに                                                                  |
| 第23条第5項 | 前項                                          | 附則第4項の規定により読み替えて適用される前項                                               |
|         | 第2項                                         | 附則第4項の規定により読み替えて適用される第2項                                              |
| 第26条第1項 | 次の各号のいずれかに該当するとき                            | 第8条第2項若しくは第3項若しくは第9条第2項の規定に基づく命令又は附則第4項の規定により読み替えて適用される第21条の規定に違反したとき |
|         | 当該許可を取り消し                                   | その特定埋立事業の廃止を命じ                                                        |
|         | 当該許可に係る特定埋立事業                               | その特定埋立事業                                                              |
| 第26条第2項 | 前項の規定に基づき許可を取り消された者（当該取り消された                | 附則第4項の規定により読み替えて適用される前項の規定に基                                          |

|         |                                         |                                             |
|---------|-----------------------------------------|---------------------------------------------|
|         | 許可に係る特定埋立事業について次条第1項の規定に基づく命令を受けた者を除く。） | づき特定埋立事業の廃止を命ぜられた者                          |
|         | 当該取り消された許可に係る特定埋立事業に使用された               | 当該廃止を命ぜられた特定埋立事業に使用された                      |
| 第27条第2項 | 第22条第3項、第23条第5項又は前条第2項                  | 附則第4項の規定により読み替えて適用される第22条第3項、第23条第5項又は前条第2項 |

（高知県公害防止条例の一部改正）

- 5 高知県公害防止条例（昭和45年高知県条例第26号）の一部を次のように改正する。  
第21条の次に次の1条を加える。  
（土砂等の埋立て等の制限）

**第21条の2** 土壌の汚染及び水質の汚濁を防止するために必要な土砂等の埋立て等についての規制については、高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成21年高知県条例第10号）の定めるところによる。  
第22条中「前3条」を「第19条から前条まで」に改める。

高知県消費者行政活性化基金条例をここに公布する。  
平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第11号**

**高知県消費者行政活性化基金条例**

（設置）

**第1条** 消費生活相談の内容の複雑化及び高度化が進むことに対応し、消費生活相談窓口の機能の強化等を図るため、高知県消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

- 2 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。

（経理）

**第3条** 基金の経理は、国から交付を受けた地方消費者行政活性化交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）とそれ以外の部分とを区別して行うものとする。

（管理）

**第4条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（処分）

**第5条** 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

（委任）

**第6条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が

別に定める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（この条例の失効等）  
2 この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。基金に残額（第3条の地方消費者行政活性化交付金により造成した部分に係るものに限る。）があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第12号**

**高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例**

（設置）

**第1条** 非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対する次の雇用までの短期の雇用及び就業機会の創出等のため、高知県緊急雇用創出臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金として交付を受けた額とする。

- 2 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（処分）

**第4条** 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

（委任）

**第5条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（この条例の失効等）  
2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

高知県ふるさと雇用再生特別基金条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第13号**

**高知県ふるさと雇用再生特別基金条例**



（設置）

**第1条** 雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情及び創意工夫に基づき、地域における継続的な雇用機会の創出を図るため、高知県ふるさと雇用再生特別基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、ふるさと雇用再生特別交付金として交付を受けた額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（処分）

**第4条** 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

（委任）

**第5条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効等）

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。



高知県安心こども基金条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第14号

##### 高知県安心こども基金条例

（設置）

**第1条** 保育所、認定こども園等の整備、保育の質の向上のための研修等の事業を行うことにより子どもを安心して育てることができるような体制を整備するため、高知県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、子育て支援対策臨時特例交付金として交付を受けた額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（処分）

**第4条** 知事は、第1条の事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

（委任）

**第5条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効等）

2 この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。



高知県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第15号

##### 高知県情報公開条例の一部を改正する条例

高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び公営企業管理者」を「、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「職員」を「職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。第16条第11項において同じ。）」に改める。

第6条第1項第2号ウ(ア)中「国家公務員」を「国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員」に、「地方公務員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員」に改め、同号ウ(イ)中「同じ。」を「同じ。）及び地方独立行政法人」に改め、同号ウ(ウ)中「法人（）」を「法人（地方独立行政法人を除く。）」に改め、同項第3号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同項第6号中「県又は」を「県の機関（県が設立した地方独立行政法人を含む。以下この項において同じ。）又は」に、「若しくは他の地方公共団体その他の公共団体（以下この号において「国等」という。）の機関」を「、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人その他の公共団体の機関（以下この号において「国等の機関」という。）」に改め、同号イ中「機関内部又は機関相互間」を「県の機関若しくは国等の機関内部又は県の機関若しくは国等の機関相互間」に改め、同号ウ中「国等」を「国等の機関」に、「県」を「県の機関」に改め、同項第7号中「県との」を「県の機関との」に改める。

第14条中「及び公営企業管理者」を「、公営企業管理者又は県が設立した地方独立行政法人」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

**第14条の2** 県が設立した地方独立行政法人が行った第10条第1項の決定又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく異議申立てをすることができる。

第15条中「（昭和37年法律第160号）」を削り、「に規定する」を「の規定により置かれる」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）が管理している公文書については、この条例による改正後の高知県情報公開条例（同項において「新条例」という。）の規定は、次に掲げるものについて適用する。
- （1） この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書
- （2） この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書であって、保存期間が永年と定められているもの
- 3 新条例第11条の規定は、県が設立した地方独立行政法人が情報公開システム（同条に規定する情報通信システムをいう。）を導入するまでの間、当該地方独立行政法人が管理している公文書の開示については、適用しない。

高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第16号

##### 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例

高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県の機関」を「県の機関（県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を含む。第16条第1項第7号において同じ。）」に改める。

第2条第2号中「及び公営企業管理者」を「、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人」に改め、同条第3号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第4号中「職員」を「職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」に改める。

第8条第3項第3号中「高知県個人情報保護制度委員会」を「高知県個人情報保護制度委員会（第35条第1項の規定により置かれる高知県個人情報保護制度委員会をいう。以下同じ。）」に改める。

第10条第1項第5号中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。）」に改める。

第11条第3項中「同項の」を削る。

第16条第1項第2号ウ(ア)中「国家公務員」を「国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員」に、「地方公務員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員」に改め、同号ウ(イ)中「独立行政法人等」を「独立行政法人等及び地方独立行政法人」に改め、同号ウ(ウ)中「法人及び」を「法人（地方独立行政法人を除く。）及び」に改め、同項第7号中「県又は」を「県の機関又は」に、「若しくは他の地方公共団体その他の公共団体（以下この号において「国等」という。）の機関」を「、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人その他の公共団体の機関（以下この号において「国等の機関」という。）」に改め、同号ウ中「機関内部又は機関相互間」を「県の機関若しくは国等の機関内部又は県の機関若しくは国等の機関相互間」に改め、同号エ中「国等」を「国等の機関」に、「県」を「県の機関」に改める。

第24条中「及び公営企業管理者が定める」を「、公営企業管理者又は県が設立した地方独立行政法人が定める」に改め、同条ただし書中「及び第32条第5項」を「又は第32条第

5項」に、「及び公営企業管理者」を「、公営企業管理者又は県が設立した地方独立行政法人」に改める。

第32条の次に次の1条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

**第32条の2** 県が設立した地方独立行政法人が行った第20条第1項、第27条第1項又は前条第1項の決定について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく異議申立てをすることができる。

第33条の見出し中「に関する」を「があった場合の」に改め、同条中「及び前条第1項」を「又は第32条第1項」に改め、「（昭和37年法律第160号）」を削り、「高知県個人情報保護審査会」を「第36条第1項の規定により置かれる高知県個人情報保護審査会」に改める。

第34条第1項各号を次のように改める。

- （1） 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。第3号において同じ。）に含まれる個人情報
- （2） 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
- （3） 統計法第24条第1項又は第25条の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- （4） 統計法第29条第1項の規定に基づき他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報

第34条第4項中「この節」を「第1項に定めるもののほか、この節」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）は、この条例による改正後の高知県個人情報保護条例（以下この項において「新条例」という。）第8条第3項第3号若しくは第4項第7号、第9条第6号、第10条第1項第7号、第11条第2項、第15条第3項又は第16条第2項の規定により新条例第35条第1項に規定する委員会の意見を聴くこととされる事項については、この条例の施行の日前においても、委員会に意見を聴くことができる。

職員との給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第17号

##### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

**第1条** 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

**第2条** 職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号ア及びイ中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改め、同号ウ中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に、「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第2号中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

第17条の表中「8時間」を「7時間45分」に改める。  
（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

**第3条** 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改め、同条第6項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第4条第2項及び第7条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。  
（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

**第4条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。  
（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

**第5条** 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。  
（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

**第6条** 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改め、同条第6項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第4条第2項及び第7条第1項中「8時間」を「7時間45分」に改める。  
（警察職員の給与に関する条例の一部改正）

**第7条** 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。  
（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

**第8条** 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第4条第2項及び第7条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、規則で定める日から施行する。  
（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成20年法律第94号。次項において「改正法」という。）第4条の規定による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）（以下「新育児休業法」という。）第10条第1項（第2条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下この項において「新育児休業条例」という。）第12条を含む。次項において同じ。）に規定する育児短時間勤務をするため、新育児休業法第10条第3項の規定による承認又は新育児休業法第11条第2項において準用する新育児休業法第10条第3項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新育児休業条例第13条の規定の例により、当該承認を請求することができる。

3 この条例の施行の際現に改正法第4条の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項（第2条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第12条を含む。）に規定する育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において任命権者が定める内容の新育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をすることの承認があったものとみなす。

高知県設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第18号

##### 高知県設置条例の一部を改正する条例

高知県設置条例（昭和31年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

本則中「、政策企画部」を削り、「健康福祉部、文化環境部」を「健康政策部、地域福祉部、文化生活部、産業振興推進部」に、「、観光部」を「、観光振興部」に、「森林部、海洋部、産業技術部」を「林業振興・環境部、水産振興部」に改め、本則第1号ア中「職員」を「県行政の総合的な企画及び調整」に改め、同号エ中「広報」を「統計」に改め、同号エを同号キとし、同号キの前に次のように加える。

カ 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

本則第1号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 広報広聴に関する事項

エ 職員に関する事項

本則第2号を削り、本則第3号を本則第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

（3）健康政策部

健康及び保健衛生に関する事項

本則第4号中「健康福祉部」を「地域福祉部」に改め、同号ウを削り、本則第5号中「文化環境部」を「文化生活部」に改め、ウ及びエを削り、オをウとし、ウの次に次のように加える。

エ 私立学校及び大学に関する事項

オ 情報化の推進に関する事項

本則第11号を削り、本則第10号中「海洋部」を「水産振興部」に改め、「海洋及び」を削り、同号を本則第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

（10）林業振興・環境部

ア 林業及び森林に関する事項



- イ 自然環境の保全に関する事項
- ウ 循環型社会の推進に関する事項

本則第9号を削り、本則第8号を本則第9号とし、本則第7号中「観光部」を「観光振興部」に改め、同号を本則第8号とし、本則第6号を本則第7号とし、本則第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 産業振興推進部
  - ア 産業振興の総合的な企画及び調整に関する事項
  - イ 地域振興に関する事項
  - ウ 公共交通、物流その他運輸に関する事項

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
(高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部改正)
- 2 高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例（平成20年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「高知県政策企画部」を「高知県文化生活部」に改める。  
(高知県環境審議会条例の一部改正)
- 3 高知県環境審議会条例（平成6年高知県条例第21号）の一部を次のように改正する。  
第8条中「高知県文化環境部」を「高知県林業振興・環境部」に改める。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第19号

##### 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第1条** 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「再任用職員」を「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条中「、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「若しくは第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」に、「適用しない」を「適用しない」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第2条** 職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第8条、第10条第1項、同条第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項」に改める。

第7条第1項中「（昭和29年高知県条例第34号）」を「（昭和29年高知県条例第34号。以下「一般職員給与条例」という。）」に、「（昭和29年高知県条例第37号）」を「（昭和29年高知県条例第37号。以下「学校職員給与条例」という。）」に、「（昭和29年高知県条例第15号）」を「（昭和29年高知県条例第15号。以下「警察職員給与条

例」という。）」に改め、同条第2項中「職員の給与に関する条例第22条第1項、公立学校職員の給与に関する条例第23条第1項又は警察職員の給与に関する条例」を「一般職員給与条例第22条第1項、学校職員給与条例第23条第1項又は警察職員給与条例」に改める。

第13条中「第5条」を「第14条」に改め、同条を第26条とする。

第12条中「職員の給与に関する条例第14条、公立学校職員の給与に関する条例第17条又は警察職員の給与に関する条例」を「一般職員給与条例第14条、学校職員給与条例第17条又は警察職員給与条例」に改め、同条を第25条とする。

第11条を第24条とする。

第10条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第23条とする。

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員第9条の次に次の13条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

**第10条** 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (5) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

**第11条** 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務をしている職員が第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係

る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(特別の勤務の形態)

**第12条** 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号)第5条第1項又は公立学校の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)第5条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限るものとし、ウに掲げる勤務の形態にあつては、船舶に乗り組む職員に限る。)

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

ウ 52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように、かつ、毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が40時間を超えないように勤務すること。

(2) 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号)第5条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

**第13条** 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、人事委員会規則で定めるところにより、それぞれ育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

**第14条** 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をするこ

とにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情)

**第15条** 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

**第16条** 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務職員等についての一般職員給与条例等の特例)

**第17条** 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての一般職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 読み替える規定                                                        | 読み替えられる字句 | 読み替える字句                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般職員給与条例第5条第1項、学校職員給与条例第6条第1項及び警察職員給与条例第5条第1項                  | 決定する      | 決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする |
| 一般職員給与条例第5条第2項及び第6条第2項、学校職員給与条例第6条第2項並びに警察職員給与条例第5条第2項及び第6条第2項 | 決定する      | 決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする                                                                |
| 一般職員給与条例第                                                      | とする       | に、算出率を乗じて得た額とする                                                                                                 |

|                                                                              |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6条の2、学校職員給与条例第7条の2及び警察職員給与条例第6条の2                                            |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 一般職員給与条例第15条第1項及び警察職員給与条例第15条第1項                                             | 支給する    | 支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。第21条第6項において「育児短時間勤務職員等」という。）が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする |
| 一般職員給与条例第21条第4項、学校職員給与条例第22条第4項及び警察職員給与条例第21条第4項                             | 給料      | 給料の月額を算出率で除して得た額                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 一般職員給与条例第21条第5項及び第22条第3項、学校職員給与条例第22条第5項及び第23条第3項並びに警察職員給与条例第21条第5項及び第22条第3項 | 給料の月額   | 給料の月額を算出率で除して得た額                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 一般職員給与条例第21条第5項及び警察職員給与条例第21条第5項                                             | 給料月額    | 給料月額を算出率で除して得た額                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 一般職員給与条例第21条第6項、学校職                                                          | 人事委員会規則 | 育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して人事委員会規則                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|                                      |                                                       |                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 員給与条例第22条第6項及び警察職員給与条例第21条第6項        |                                                       |                                                                                                                                                                                     |
| 学校職員給与条例第15条の3第2項ただし書                | 再任用短時間勤務職員                                            | 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）                                                                            |
| 学校職員給与条例第15条の3第2項ただし書及び第15条の4第2項ただし書 | 勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数 | 算出率                                                                                                                                                                                 |
| 学校職員給与条例第15条の4第2項ただし書                | 再任用短時間勤務職員                                            | 育児短時間勤務職員等                                                                                                                                                                          |
| 学校職員給与条例第18条第1項                      | 支給する                                                  | 支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする |

（育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例）

**第18条** 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号。以下この条において「任期付職員条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 読み替える規定       | 読み替えられる字句 | 読み替える字句                           |
|---------------|-----------|-----------------------------------|
| 任期付職員条例第4条第2項 | 決定する      | 決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額 |



|               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               |       | に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする |
| 任期付職員条例第4条第3項 | 相当する額 | 相当する額に算出率を乗じて得た額                                                                                                                                                                                                                                                                             |

（育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例）

**第19条** 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号。以下この条において「任期付研究員条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 読み替える規定        | 読み替えられる字句 | 読み替える字句                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 任期付研究員条例第5条第3項 | 決定する      | 決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする |

|                |       |                  |
|----------------|-------|------------------|
| 任期付研究員条例第5条第4項 | 相当する額 | 相当する額に算出率を乗じて得た額 |
|----------------|-------|------------------|

（任期付短時間勤務職員についての一般職員給与条例等の特例）

**第20条** 任期付短時間勤務職員についての一般職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 読み替える規定                                                                | 読み替えられる字句  | 読み替える字句                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般職員給与条例第5条第1項、学校職員給与条例第6条第1項及び警察職員給与条例第5条第1項                          | 決定する       | 決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする |
| 一般職員給与条例第5条第2項及び第6条第2項、学校職員給与条例第6条第2項及び第7条第2項並びに警察職員給与条例第5条第2項及び第6条第2項 | 決定する       | 決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする                                                                |
| 一般職員給与条例第15条第2項、学校職員給与条例第15条の3第2項ただし書及び警察職員給与条例第15条第2項                 | 再任用短時間勤務職員 | 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）                              |
| 一般職員給与条例第23条の5、学校職員給与条例第23条の3及び警察職員給与条例第13条の4                          | 再任用職員      | 任期付短時間勤務職員                                                                                                      |
| 一般職員給与条例第25条、学校職員給与条例第15条の4第2項ただし書、第18条第2項及び第25条並                      | 再任用短時間勤務職員 | 任期付短時間勤務職員                                                                                                      |

|                                                 |                                                                          |     |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----|
| びに警察職員給与条<br>例第25条                              |                                                                          |     |
| 学校職員給与条第<br>15条の3第2項た<br>だし書及び第15条の4<br>第2項ただし書 | 勤務時間条第3条<br>第3項の規定によ<br>り定められたその者<br>の勤務時間を同条第<br>1項に規定する勤務時<br>間で除して得た数 | 算出率 |

（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）

**第21条** 職員の退職手当に関する条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

**第22条** 第6条の規定は、任期付短時間勤務職員の任期の更新について準用する。本則に次の1条を加える。

（人事委員会規則への委任）

**第27条** この条例に定めるもののほか、職員の育児休業等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

**第3条** 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「前3項」を「前各項」に、「再任用短時間勤務職員にあっては、第2項」を「育児短時間勤務職員等にあっては第2項の規定により定める時間、再任用短時間勤務職員にあっては第3項の規定により定める時間、任期付短時間勤務職員にあっては第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規

定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第4条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、」を「育児短時間勤務職員等については必要に応じ当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日と設けるものとし、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については月曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、」を「育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について1日につき8時間を超えない範囲内で当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については1週間ごとの期間について」に改める。

第5条第2項中「（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければ」を「の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日を設けなければ」に改め、同項ただし書中「必要」を「必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）」に、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に、「で週休日」を「で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」に改め、同条第3項中「第3条第4項」を「第3条第6項」に改める。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第13条第1項中「再任用短時間勤務職員の」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の」に改め、同項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

**第4条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「5日間」を「5日間（当該第1号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下

この項において「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。）に従った週休日（一般職員勤務時間条例第4条第1項又は警察職員勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日をいう。）以外の日）」に、「8時間の勤務時間」を「8時間の勤務時間（当該第1号任期付研究員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間）」に改め、同条第3項中「第3条第4項」を「第3条第6項」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

**第5条** 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「再任用職員」を「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条中「、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「若しくは第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」に、「適用しない」を「適用しない」に改める。

（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

**第6条** 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「前3項」を「前各項」に、「再任用短時間勤務職員にあっては、第2項」を「育児短時間勤務職員等にあっては第2項の規定により定める時間、再任用短時間勤務職員にあっては第3項の規定により定める時間、任期付短時間勤務職員にあっては第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、県教育委員会が定める。

第3条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第1項」に、「高知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）」を「県教育委員会」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、高知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が定める。

第4条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、」を「育児短時間勤務職員等については必要に応じて当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務

職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、」を「育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について1日につき8時間を超えない範囲内で当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については1週間ごとの期間について」に改める。

第5条第2項中「（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければ」を「の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日」を設けなければ」に改め、同項ただし書中「必要」を「必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）」に、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に、「で週休日」を「で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上）の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」に改め、同条第3項中「第3条第4項」を「第3条第6項」に改める。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第13条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に改め、同項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に改める。

（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

**第7条** 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、本部長が定める。

第3条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第1項」に、「警察本部長（以下「本部長」という。）」を「本部長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を



含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、警察本部長(以下「本部長」という。)が定める。

第4条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、」を「育児短時間勤務職員等については必要に応じ当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、」を「育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について1日につき8時間を超えない範囲内で当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については1週間ごとの期間について」に改める。

第5条第2項中「(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければ」を「(週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員にあっては8日以上)の週休日)を設けなければ」に改め、同項ただし書中「必要」を「必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)」に、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に、「で週休日」を「で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)」に改める。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第13条第1項中「再任用短時間勤務職員の」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の」に改め、同項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後において地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をするため、同条第3項の規定による育児短時間勤務の承認を受けようとする職員は、同日前においても、第2条の規定

による改正後の職員の育児休業等に関する条例第13条の規定の例により、当該承認を請求することができる。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

3 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条の2中「、第28条の5第1項」を「若しくは第28条の5第1項」に改める。

第6条の3中「法」を「再任用職員で、法」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

4 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条の2中「、第28条の5第1項」を「若しくは第28条の5第1項」に改める。

第7条の3中「法」を「再任用職員で、法」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

第15条の3第2項ただし書及び第15条の4第2項ただし書中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

5 警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条の2中「、第28条の5第1項」を「若しくは第28条の5第1項」に改める。

第6条の3中「法」を「再任用職員で、法」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

~~~~~

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第20号

##### 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年高知県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中エを削り、オをエとし、カを削り、キをオとする。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

~~~~~

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第21号

##### 高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

付則第17条を次のように改める。

(認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第17条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>の</p> <p>a 戸数が1の場合</p> <p>b 戸数が2以上5以下の場<br/>合</p> <p>c 戸数が6以上10以下の場<br/>合</p> <p>d 戸数が11以上25以下の場<br/>合</p> <p>e 戸数が26以上50以下の場<br/>合</p> <p>f 戸数が51以上100以下の場<br/>合</p> <p>g 戸数が101以上200以下の場<br/>合</p> <p>h 戸数が201以上の場合</p> <p>イ 登録住宅性能評価機関認定基<br/>準適合証が添付されていないも<br/>の</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅に係るも<br/>の</p> <p>a 床面積が100平方メー<br/>トル以下の場合</p> <p>b 床面積が100平方メー<br/>トルを超える場合</p> <p>(イ) 共同住宅等に係るもの</p> <p>a 戸数が1の場合</p> <p>b 戸数が2以上5以下の場<br/>合</p> <p>c 戸数が6以上10以下の場<br/>合</p> <p>d 戸数が11以上25以下の場<br/>合</p> <p>e 戸数が26以上50以下の場<br/>合</p> | <p>12,000円</p> <p>8,000円に戸数に<br/>2,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額</p> <p>11,000円に戸数に<br/>2,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額</p> <p>23,000円に戸数に<br/>1,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額</p> <p>31,000円に戸数に<br/>1,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額</p> <p>40,000円に戸数に<br/>900円を乗じて得た<br/>額を加算した額</p> <p>58,000円に戸数に<br/>800円を乗じて得た<br/>額を加算した額</p> <p>142,000円に戸数に<br/>400円を乗じて得た<br/>額を加算した額</p> <p>1戸につき48,000円</p> <p>1戸につき59,000円</p> <p>59,000円</p> <p>36,000円に戸数に<br/>15,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額</p> <p>48,000円に戸数に<br/>13,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額</p> <p>76,000円に戸数に<br/>11,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額</p> <p>79,000円に戸数に<br/>11,000円を乗じて得</p> |  | <p>f 戸数が51以上100以下の<br/>場合</p> <p>g 戸数が101以上200以下の<br/>場合</p> <p>h 戸数が201以上の場合</p> <p>2 法第8条第1項の規定に基づく<br/>長期優良住宅建築等計画の変更の<br/>認定の申請（法第9条第1項の規<br/>定による譲受人を決定した場合に<br/>おけるものを除く。）に対する審<br/>査</p> <p>ア 長期使用構造等認定基準に係<br/>る変更を含むもの</p> <p>(ア) 登録住宅性能評価機関認<br/>定基準適合証が添付されてい<br/>るもの</p> <p>a 一戸建ての住宅に係るも<br/>の</p> <p>(a) 床面積が100平方メ<br/>ートル以下の場合</p> <p>(b) 床面積が100平方メ<br/>ートルを超える場合</p> <p>b 共同住宅等に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1の場合</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下<br/>の場合</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下<br/>の場合</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下<br/>の場合</p> | <p>長期優良住宅建築等計<br/>画変更認定申請手数料</p> | <p>た額を加算した額<br/>180,000円に戸数に<br/>9,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額</p> <p>199,000円に戸数に<br/>9,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額</p> <p>698,000円に戸数に<br/>7,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額</p> <p>1戸につき5,000円</p> <p>1戸につき6,000円</p> <p>6,000円</p> <p>8,000円に戸数に<br/>2,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額に<br/>2分の1を乗じて得<br/>た額</p> <p>11,000円に戸数に<br/>2,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額に<br/>2分の1を乗じて得<br/>た額</p> <p>23,000円に戸数に<br/>1,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額に<br/>2分の1を乗じて得<br/>た額</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(e) 戸数が26以上50以下の<br/>場合</p> <p>(f) 戸数が51以上100以<br/>下の場合</p> <p>(g) 戸数が101以上200以<br/>下の場合</p> <p>(h) 戸数が201以上の場<br/>合</p> <p>(イ) 登録住宅性能評価機関認<br/>定基準適合証が添付されてい<br/>ないもの</p> <p>a 一戸建ての住宅に係るも<br/>の</p> <p>(a) 床面積が100平方メ<br/>ートル以下の場合</p> <p>(b) 床面積が100平方メ<br/>ートルを超える場合</p> <p>b 共同住宅等に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1の場合</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下<br/>の場合</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下<br/>の場合</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下<br/>の場合</p> | <p>31,000円に戸数に<br/>1,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額に<br/>2分の1を乗じて得<br/>た額</p> <p>40,000円に戸数に<br/>900円を乗じて得た<br/>額を加算した額に2<br/>分の1を乗じて得た<br/>額</p> <p>58,000円に戸数に<br/>800円を乗じて得た<br/>額を加算した額に2<br/>分の1を乗じて得た<br/>額</p> <p>142,000円に戸数に<br/>400円を乗じて得た<br/>額を加算した額に2<br/>分の1を乗じて得た<br/>額</p> <p>1戸につき24,000円</p> <p>1戸につき29,500円</p> <p>29,500円</p> <p>36,000円に戸数に<br/>15,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額に<br/>2分の1を乗じて得<br/>た額</p> <p>48,000円に戸数に<br/>13,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額に<br/>2分の1を乗じて得<br/>た額</p> <p>76,000円に戸数に<br/>11,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額に<br/>2分の1を乗じて得</p> | <p>(e) 戸数が26以上50以下<br/>の場合</p> <p>(f) 戸数が51以上100以<br/>下の場合</p> <p>(g) 戸数が101以上200以<br/>下の場合</p> <p>(h) 戸数が201以上の場<br/>合</p> <p>イ 長期使用構造等認定基準に係<br/>る変更を含まないもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅に係るも<br/>の</p> <p>a 床面積が100平方メー<br/>トル以下の場合</p> <p>b 床面積が100平方メー<br/>トルを超える場合</p> <p>(イ) 共同住宅等に係るもの</p> <p>a 戸数が1の場合</p> <p>b 戸数が2以上5以下の場<br/>合</p> <p>c 戸数が6以上10以下の場<br/>合</p> <p>d 戸数が11以上25以下の場<br/>合</p> | <p>た額</p> <p>79,000円に戸数に<br/>11,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額に<br/>2分の1を乗じて得<br/>た額</p> <p>180,000円に戸数に<br/>9,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額に<br/>2分の1を乗じて得<br/>た額</p> <p>199,000円に戸数に<br/>9,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額に<br/>2分の1を乗じて得<br/>た額</p> <p>698,000円に戸数に<br/>7,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額に<br/>2分の1を乗じて得<br/>た額</p> <p>1戸につき5,000円</p> <p>1戸につき6,000円</p> <p>6,000円</p> <p>8,000円に戸数に<br/>2,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額に<br/>2分の1を乗じて得<br/>た額</p> <p>11,000円に戸数に<br/>2,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額に<br/>2分の1を乗じて得<br/>た額</p> <p>23,000円に戸数に<br/>1,000円を乗じて得<br/>た額を加算した額に<br/>2分の1を乗じて得</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                              |  |                                                                  |
|--------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------|
| e 戸数が26以上50以下の場<br>合                                         |  | た額<br>31,000円に戸数に<br>1,000円を乗じて得<br>た額を加算した額に<br>2分の1を乗じて得<br>た額 |
| f 戸数が51以上100以下の<br>場合                                        |  | 40,000円に戸数に<br>900円を乗じて得た<br>額を加算した額に2<br>分の1を乗じて得た<br>額         |
| g 戸数が101以上200以下の<br>場合                                       |  | 58,000円に戸数に<br>800円を乗じて得た<br>額を加算した額に2<br>分の1を乗じて得た<br>額         |
| h 戸数が201以上の場合                                                |  | 142,000円に戸数に<br>400円を乗じて得た<br>額を加算した額に2<br>分の1を乗じて得た<br>額        |
| 備考 左欄に掲げる「共同住宅等に係るもの」に係る事務につき、それぞれ右欄に掲げる額は、共同住宅等1棟についての額とする。 |  |                                                                  |

第56条の表1の項中「及び」を「又は」に改め、同表8の項を同表11の項とし、同表7の項を同表10の項とし、同項の前に次のように加える。

|                               |                          |        |
|-------------------------------|--------------------------|--------|
| 8 法第9条の2第1項の規定に基づき免許状の有効期間の更新 | 教育職員の免許状の有効期間更新証明書の発行手数料 | 3,300円 |
| 9 法第9条の2第5項の規定に基づき免許状の有効期間の延長 | 教育職員の免許状の有効期間延長証明書の発行手数料 | 1,700円 |

第56条の表中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、同表3の項中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改め、同項を同表4の項とし、同表2の項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同項を同表3の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

|                                                 |                             |        |
|-------------------------------------------------|-----------------------------|--------|
| 2 法第5条第2項又は第16条の2第2項の規定に基づく免許状更新講習の修了後の普通免許状の授与 | 教育職員の免許状更新講習修了後の普通免許状の授与手数料 | 3,300円 |
|-------------------------------------------------|-----------------------------|--------|

第56条の表に次のように加える。

|                                                                                           |                                      |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------|
| 12 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下この表において「改正法」という。）附則第2条第2項の規定に基づく免許状更新講習の修了確認 | 教育職員の免許状更新講習修了確認証明書の発行手数料            | 3,300円 |
| 13 改正法附則第2条第3項第3号の規定に基づく免許状更新講習の修了確認期限を経過した者に対する法定期間内にあることの確認                             | 教育職員の免許状更新講習修了確認期限経過後の期間内確認証明書の発行手数料 | 3,300円 |
| 14 改正法附則第2条第4項の規定に基づく免許状更新講習の修了確認期限の延期                                                    | 教育職員の免許状更新講習修了確認期限延期証明書の発行手数料        | 1,700円 |
| 15 改正法附則第2条第5項の規定に基づく免許状更新講習の受講免除者であることの認定                                                | 教育職員の免許状更新講習免除証明書の発行手数料              | 3,300円 |

第59条及び第60条中「手数料」を「手数料（第55条の2の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務の手数料のうち高知県建築基準法施行条例第21条の2の規定による建築物に関する構造計算適合性判定手数料の額に相当する額を除く。）」に改める。

**第2条** 高知県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第19条の表中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、同表11の項中「高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは」を「若しくは高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。以下この表において「改正政令」という。）第1条の規定による改正前の政令第45条第1項（改正政令第1条の規定による改正前の政令第83条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく医薬品の販売若しくは」に改め、同項を同表10の項とし、同表12の項中「高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは」を「若しくは高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は改正政令第1条の規定による改正前の政令第45条第1項（改正政令第1条の規定による改正前の政令第83条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく医薬品の販売若しくは」に改め、同項を同表11の項とし、同表中13の項を12の項とし、14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、16の項を15の項とし、17の項を16の項とし、18の項を17の項とし、19の項を18の項とし、20の項を19の項とし、21の項を20の項とし、22の項を21の項とし、23の項を22の項とし、24の項を23の項とし、25の項を24の項とし、26の項を25の項とし、27の項を26の項とし、28の項を27の項とし、29の項を28の項とし、30の項を29の項とし、31の項を30の項とし、32の項を31の項とし、33の項を32の

項とし、34の項を33の項とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中高知県手数料徴収条例第19条、第38条の表1の項及び第56条の表の改正規定 平成21年4月1日
  - (2) 第2条の規定及び次項の規定 平成21年6月1日
  - (3) 第1条中高知県手数料徴収条例第55条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第59条及び第60条の改正規定 平成21年6月4日
- 2 第2条の規定の施行後において同条の規定による改正前の高知県手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例及び高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第23号

##### 助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例及び高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例

(助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例の一部改正)

**第1条** 助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例（昭和37年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

##### 高知県看護師等養成奨学金貸付け条例

第1条中「助産師、看護師又は」を「看護師又は」に、「〔助産師、看護師等〕」を「〔看護師等〕」に、「助産師、看護師等の業務」を「看護師等の業務」に、「貸し付けてこれらの者の修学を容易にすることにより、助産師、看護師等」を「貸し付けることにより、その修学を容易にし、もって県として必要な看護師等」に改める。

第2条の見出しを「（奨学金の貸付け）」に改め、同条中「次に掲げる」を「次の各号に掲げるすべての」に改め、同条第1号中「（昭和23年法律第203号）」を「（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）」に、「卒業後県内の知事が定める」を「当該養成施設を卒業後知事が別に定める県内の」に、「助産師、看護師等」を「看護師等」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に、「知事が」を「知事が別に」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 知事は、毎年度予算の範囲内で、前項各号に掲げるすべての要件を備えている者のうちから選考の上、奨学金を貸し付ける者を決定するものとする。

第3条の見出し中「貸付け等」を「額等」に改め、同条第1項中「次の表に定めるとおり」を「、次の表に定める額」に、「貸付けを行う期間は」を「奨学金を貸し付ける期間は、」に改め、同項の表中「助産師又は」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第4条の見出し中「停止」を「一時停止」に改め、同条中「受けた者（以下「借受者」という。）が休学」を「受けている者が休学し、」に、「停止する」を「一時停止

する」に改める。

第5条の見出しを「（貸付けの再開）」に改め、同条中「により」を「に基づき」に、「停止された者が復学したとき又は長期欠席」を「一時停止した場合において、当該奨学金の貸付けを一時停止された者が復学し、又は長期にわたる欠席」に、「復活する」を「再開する」に改める。

第6条の見出し中「廃止」を「取消し」に改め、同条中「借受者」を「奨学金の貸付けを受けている者」に、「廃止する」を「取り消す」に改め、同条第1号中「第2条の規定による資格要件」を「第2条第1項各号に掲げる要件」に改め、同条第3号中「学業」を「学業の成績」に改め、同条第4号中「卒業」を「養成施設の卒業」に改め、同条第5号中「による」を「に基づく」に、「復活を」を「再開が」に改め、同条第6号中「不相当と」を「不相当であると」に改める。

第10条中「知事が」を「規則で」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「は、正当な理由がなく」を「が正当な理由がなく」に改め、「これを」を削り、「償還すべき額につき」を「当該償還すべき奨学金の額に対して」に、「で計算した」を「を乗じて得た額に相当する」に改め、同条第3項中「ときは」を「ときは、規則で定めるところにより」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「免除する」を「免除するものとする」に改め、同項第1号中「助産師、看護師等」を「看護師等」に、「保健師助産師看護師法第12条第2項から第4項まで」を「法第12条第3項又は第4項」に改め、「助産師免許、」を削り、同項第2号中「前条第1項第2号又は第3号」を「前条第2号又は第3号」に、「助産師、看護師等」を「看護師等」に改め、同項第3号中「おける修学期間」を「在学する期間」に、「死亡したとき」を「死亡し、」に改め、同条第2項中「前条第1項」を「前条」に、「償還を猶予されている」を「償還の猶予を受けている」に、「助産師、看護師等」を「看護師等」に、「ときは」を「ときは、規則で定めるところにより」に改め、同条第3項中「前各項」を「前2項」に改め、「借受者の」を削り、「認めるときは、その」を「認めたときは、規則で定めるところにより、奨学金の」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出しを「（償還の猶予）」に改め、同条第1項中「借受者が次の」を「借受者が養成施設を卒業した後又は第6条の規定に基づき奨学金の貸付けを取り消された後において次の」に、「猶予する。」を「猶予するものとする。」に改め、同項第1号中「助産師、看護師等」を「看護師等」に、「保健師助産師看護師法第12条第2項から第4項まで」を「法第12条第3項又は第4項」に改め、「助産師免許、」を削り、同項第2号及び第3号中「助産師、看護師等」を「看護師等」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(償還)

**第7条** 奨学金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、養成施設を卒業したとき又は前条の規定に基づき奨学金の貸付けを取り消されたときは、直ちに、貸付けを受けた奨学金を償還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、奨学金を貸し付けた期間（奨学金の貸付けを一時停止した期間を除く。第9条第1項において同じ。）の2倍に相当する期間に限り、奨学金を分割して償還させることができる。

(高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部改正)

**第2条** 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例（平成20年高知県条例第5号）の一



部を次のように改正する。

第1条中「、県外の助産師養成施設に在学している者で」を削り、「従事しようとするもの」を「従事しようとする者」に改める。

第2条第1項第1号中「県外の」を削り、「「県外養成施設」を「養成施設」に改める。

第3条第1項中「月額15万円」を「県内の養成施設に在学している者に対しては月額10万円、県外の養成施設に在学している者に対しては月額15万円」に、「の期間」を「の期間（半年を単位とする。）」に改める。

第6条第4号、第7条第1項、第8条及び第9条第1項中「県外養成施設」を「養成施設」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 第1条の規定による改正後の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の貸付け及び償還について適用し、施行日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の規定は、施行日以後に新たに奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の貸付け及び償還について適用し、施行日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。

~~~~~  
高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第24号

##### 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

高知県介護保険財政安定化基金条例（平成12年高知県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,000分の1」を「1万分の4」に改める。

附則第4項の見出し中「及び平成20年度」を「から平成23年度まで」に改め、同項中「及び平成20年度」を「から平成23年度までの間」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第25号

##### 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 高知県介護保険法関係手数料徴収条例（平成18年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「に係る」を「の入所定員又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第136条第1項第7号に掲げる事項の」に改める。

第12条第1項中「37,000円」を「次の表の左欄の介護サービス情報に係る調査の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額」に改め、同項に次の表を加える。

| 介護サービス情報に係る調査の区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 手数料の額                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 法第115条の29第1項に規定する介護サービスのうち、指定居宅サービス事業者の提供する介護サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型サービス事業者の提供する介護サービス（地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定居宅介護支援事業者の提供する介護サービス、指定介護予防サービス事業者の提供する介護サービス（介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者の提供する介護サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）又は指定介護予防支援事業者の提供する介護サービスに係るもの | 25,000円（法第115条の29第1項に規定する介護サービス事業者が、その所在地を同じくし、又はその所在地が隣接する事業所又は施設を2以上有している場合における調査（以下この表において「複数事業所等調査」という。）にあつては、事業所又は施設ごとに24,000円） |
| 2 法第115条の29第1項に規定する介護サービスのうち、1に掲げる介護サービス以外の介護サービスに係るもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 27,000円（複数事業所等調査にあつては、事業所又は施設ごとに26,000円）                                                                                             |

第14条第1項中「14,500円」を「10,000円」に改める。

第2条 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第115条の10」を「第115条の11」に改める。

第12条第1項中「第115条の29第2項」を「第115条の35第2項」に改め、同項の表中「第115条の29第1項」を「第115条の35第1項」に改め、同条第3項中「第115条の29第1項」を「第115条の35第1項」に改める。

第13条第1項中「第115条の30第1項」を「第115条の36第1項」に改める。

第14条第1項中「第115条の29第1項」を「第115条の35第1項」に改め、同条第2項中「第115条の29第3項」を「第115条の35第3項」に改める。

第15条第1項中「第115条の36第1項」を「第115条の42第1項」に、「第115条の29第3項」を「第115条の35第3項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- この条例中第1条の規定及び次項の規定は平成21年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から施行する。  
(経過措置)
- 第1条の規定の施行後において同条の規定による改正前の高知県介護保険法関係手数料

料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第26号

##### 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「法」を「次条において「法」に改める。

第2条第1号中「。次条第1号において「難聴幼児通園施設」というを削り、同条第2号中「次条第2号において「肢体不自由児施設」というを「通所による入所者のみを対象とする施設に限る」に改め、同条第4号中「第1条の5第1項」を「第1条の5第2項」に、「病院」を「診療所」に改める。

第3条を次のように改める。

#### 第3条 削除

第4条第1項中「（法第27条第1項第3号の規定によりセンターに入所させた児童を除く。）」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第27号

##### 高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年高知県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の施行に伴う事業者に対する激変緩和措置のための事業及び緊急的な経過措置のための事業を行うことにより同法に基づく制度の円滑な運用を「に基づく制度の円滑な運用並びに福祉及び介護の分野の緊急的な人材確保」に改める。

第2条第1項中「障害者自立支援対策臨時特例交付金として交付を受けた」を「一般会計歳入歳出予算で定める」に改める。

第5条を第6条とする。

第4条中「第1条の」を「第1条の目的を達成するため行う」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（経理）

第3条 基金の経理は、国から交付を受けた障害者自立支援対策臨時特例交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）とそれ以外の部分とを区別して行うものとする。

附則第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に、「残額が」を「残額

（第3条の障害者自立支援対策臨時特例交付金により造成した部分に係るものに限る。）が」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第28号

##### 高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

高知県青少年保護育成条例（昭和52年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 不健全行為の禁止（第18条―第23条）」  
を

「第4章 不健全行為の禁止（第18条―第23条の2）」  
第4章の2 インターネット利用環境の整備（第23条の3）」

に改める。

第7条第1号中「6歳以上」を削り、「配偶者のある女子」を「婚姻により成年に達したものとみなされる者」に改め、同条に次の1号を加える。

（7）自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して対面をする場合における当該対面を除く。）をすることなく、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。

第11条第2項に次の1号を加える。

（5）図書類の内容についての審査を行う団体で知事が指定するものが青少年に販売し、見せ、聴かせ、又は読ませることが不相当であると認めた図書類であって、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

第11条の2第1項中「ときは」を「ときは、規則で定めるところにより」に改め、同条に次の1項を加える。

3 知事は、前項の規定に基づく勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

第15条中「第11条第1項」を「第11条第1項若しくは第2項第5号」に改める。

第19条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の2項を加える。

3 次の各号に掲げる者は、深夜に当該各号に規定する営業を行う場所に青少年を入場させてはならない。

（1）個室又は他から容易に見通すことができない区画において、客に図書類の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用をさせることを業とする者

（2）個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させることを業とする者

4 前項各号に掲げる者は、深夜に同項第1号又は第2号に規定する営業を行うときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に深夜における青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなければならない。

第22条第1項及び第2項中「第28条第1項」を「第28条第1項第6号」に改める。

第4章中第23条の次に次の1条を加える。

（入れ墨を施す行為等の禁止）

**第23条の2** 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、強要し、又は周旋してはならない。

第4章の次に次の1章を加える。

**第4章の2 インターネット利用環境の整備**

（インターネット利用環境の整備）

**第23条の3** 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であって、その内容の全部又は一部が第8条第1項各号のいずれかに該当すると認められるもの（以下この条において「有害情報」という。）を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下この条において「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように努めなければならない。

3 インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第3号に規定する電気通信役務をいう。）を提供する電気通信事業者（同条第5号に規定する電気通信事業者をいう。）又は端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者は、事業活動の実施に当たっては、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

第25条第1項ただし書中「、又は」を「又は」に改め、同項第1号中「第11条第1項」を「第11条第1項若しくは第2項第5号」に、「及び」を「又は」に改める。

第28条第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5）第19条第3項各号に掲げる者の営業の場所

第31条第2項中「又は第23条第1項」を「、第23条第1項又は第23条の2」に改め、同条第3項中「第11条第3項、第12条第2項、第13条第2項若しくは第3項、第14条第3項、第16条第1項若しくは第2項、第21条第1項又は第22条第1項若しくは第2項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）第11条第3項、第12条第2項、第13条第2項若しくは第3項、第14条第3項、第16条第1項若しくは第2項、第19条第3項、第21条第1項又は第22条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

（2）第11条の2第3項の規定に基づく命令に従わなかった者

第31条第4項第1号中「第19条第2項」を「第19条第2項若しくは第4項」に改め、同条第5項中「第18条第1項、第2項若しくは第3項、第19条第2項」を「第18条、第19条第2項若しくは第3項」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第29号**

**高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例**

高知県食品衛生法施行条例（平成12年高知県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の第1の4の項(1)中「蓋等」を「ふた等」に改め、同表の第1の6の項(8)中「以下の」を「次の」に改め、同表の第1中

「12 検食の実施

(1) 飲食店営業のうち旅館、仕出し、弁当又は総菜製造業で同一食品を1日100食以上調製する施設にあっては、当該食品を検食として、食品ごとにビニール袋その他の清潔な容器に入れ、冷蔵又は冷凍で48時間以上保存すること。

(2) 検食については、配送先、配送時刻及び配送量を記録するよう努めること。」

を

「12 検食の実施

(1) 飲食店営業のうち旅館、仕出し、弁当又は総菜製造業で同一食品を1日100食以上調製する施設にあっては、当該食品を検食として、食品ごとにビニール袋その他の清潔な容器に入れ、冷蔵又は冷凍で48時間以上保存すること。

(2) 検食については、配送先、配送時刻及び配送量を記録するよう努めること。

13 情報の提供

(1) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報の提供に努めること。

(2) 製造し、輸入し、又は加工した食品等、器具又は容器包装（以下この項において「製造食品等」という。）について、消費者の健康被害（医師の診断を受け、その症状が当該製造食品等に起因し、又は起因する疑いがあると診断されたものに限る。）に関する情報又は法の規定に違反している製造食品等に関する情報を得たときは、速やかに保健所長に報告すること。」

に改め、同表の第2の7の項中「爪」を「つめ」に改め、同表の第6中「表示等」を「表示」に改め、同表の第6の1の項中「法」を「法の規定」に改め、同表の第6中

「3 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。」を削る。

**附 則**

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第30号**

**高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例**

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（平成13年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「構原町、津野町、中土佐町」を「中土佐町、構原町、津野町」に改め



る。  
第53条第1項中「次の表の左欄に」を「次に」に、「同表の右欄に掲げる市町」を「四十市」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 第17条第1項の申請書の受理
  - (2) 第18条第2項の規定による許可又は不許可の処分のお知らせの交付
- 第53条第2項中「構原町」を「中土佐町、構原町、津野町」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の高知県四十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（以下この項において「新条例」という。）第53条第2項各号に掲げる事務に係るこの条例による改正前の高知県四十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（以下この項において「旧条例」という。）若しくは高知県四十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則（平成13年高知県規則第16号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に旧条例若しくは同規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては中土佐町長又は津野町長が管理し、及び執行することとなる事務（旧条例第53条第1項の表の左欄に掲げる事務を除く。）に係るものは、同日以後における新条例又は同規則の適用については、中土佐町長若しくは津野町長がした処分その他の行為又は中土佐町長若しくは津野町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

~~~~~  
高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第31号**

**高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部のように改正する。

第2条の表19の項中「特定製品」を「特定製品又は特定保守製品」に、「第13条第2項」を「第14条第2項」に改める。

**附 則**

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第32号**

**高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例**

高知県獣医師修学資金貸与条例（平成4年高知県条例第3号）の一部のように改正する。

第3条第1項中「月額7万円」を「月額10万円」に改める。

第10条第1項中「を返還（利息にあつては、支払い。以下この項において同じ。）すべ

き」を「の返還（利息にあつては、支払。以下この項において同じ。）をすべき」に、「返還しなかった」を「返還をしなかった」に、「返還すべき」を「返還をすべき」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 知事は、特別の理由があると認めるときは、第1項の延滞利息を減額し、又は免除することができる。

**附 則**

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第33号**

**高知県漁港管理条例の一部を改正する条例**

高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。  
第13条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の使用料、占用料又は土砂採取料は、当該届出又は許可の際にその全額を徴収する。ただし、当該使用の届出又は使用若しくは占用の許可に係る期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料又は占用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収することができる。  
別表第1の1の表を次のように改める。

漁港施設名	使用の目的	計算単位	計算単位当たりの使用料			
			基準	1級地	2級地	3級地
係留施設 (岸壁、棧橋及び物揚場)	船舶の係留	1隻の総トン数が5トンまでのもの	24時間	70円	50円	30円
		1隻の総トン数が5トンを超え20トンまでのもの	24時間	150円	120円	90円
		1隻の総トン数が20トンを超え50トンまでのもの	24時間	510円	410円	310円
		1隻の総トン数が50トンを超え100トンまでのもの	24時間	1,120円	900円	670円

		1隻の総トン数が100トンを超え200トンまでのもの	24時間	1,600円	1,280円	960円
		1隻の総トン数が200トンを超え400トンまでのもの	24時間	2,240円	1,790円	1,340円
		1隻の総トン数が400トンを超えるもの	24時間	2,240円に1トンを増すまでごとに10円を加算した額	1,790円に1トンを増すまでごとに8円を加算した額	1,340円に1トンを増すまでごとに6円を加算した額
荷さばき地	物品の一時置場	10平方メートル	日額	14円	11円	8円
荷さばき地（上屋付き）	物品の一時置場	1区画	日額	—	—	4,000円
野積場	物品の一時置場	10平方メートル	日額	7円	6円	4円
その他の漁港施設及び漁港施設用地	物品の一時置場	10平方メートル	日額	4円	3円	2円

別表第1の3の(2)中「占用料の」を「野積場の占用料の額の」に改め、同表の3の(3)中「漁港施設用地以外の」を「漁港施設以外の漁港施設及び」に、「占用料の」を「野積場の占用料の額の」に改め、同表備考1中「使用料の計算単位」を「計算単位当たりの使用料の基準」に、「使用時間が24時間に満たないものは、」を「使用時間が24時間未満のもの又は使用時間に24時間未満の端数のあるものは、当該使用時間又は端数を」に、「4時間に満たない場合は、当該料金を」を「4時間未満の場合又は使用時間に24時間未満の端数があり、その端数が4時間未満の場合は、当該使用時間又は端数に係るものは、当該使用料の額」に改め、同表備考2中「使用料の計算単位」を「計算単位当たりの使用料の基準」に、「1月に満たないものは」を「1月未満のもの又は使用期間に1月未満の端数のあるものは当該使用期間又は端数を」に、「1日に満たないものは」を「1日未満のもの又は使用期間に1日未満の端数のあるものは当該使用期間又は端数を」に改め、同表備考3中「占用料の計算単位」を「計算単位当たりの占用料の基準」に、「1年に満たない」を「1年未満のもの又は占用期間に1年未満の端数のある」に、「1月に満

たないものは」を「1月未満のもの又は占用期間に1月未満の端数のあるものは当該占用期間又は端数を」に改め、同表備考4中「又は占用の面積及び使用又は占用の延長で1平方メートル又は1メートル未満の端数は、」を「若しくは占用の面積又は使用若しくは占用の延長で、1平方メートル若しくは1メートル未満であるもの又は1平方メートル若しくは1メートル未満の端数のあるものは、当該面積若しくは延長又は端数を」に改め、同表備考5中「料金の合計額が100円未満」を「許可に係る使用料又は占用料の合計額が100円未満」に、「として徴収する」を「とする」に、「使用料の計算単位を時間」を「計算単位当たりの使用料の基準を24時間」に、「料金の合計額が50円未満」を「許可に係る使用料の合計額が50円未満」に改め、同表備考6中「徴収する料金の額」を「1件の許可に係る使用料又は占用料の合計額」に改める。

別表第2の1の表備考1中「掲げる」を「定める」に、「類似する種別」を「ものうち類似するもの」に、「これに」を「この表に定めるものに」に、「その都度」を「その都度知事が別に」に改め、同表の1の表備考2及び備考3を次のように改める。

2 占用の面積又は延長で、1平方メートル若しくは1メートル未満であるもの又は1平方メートル若しくは1メートル未満の端数のあるものは、当該面積若しくは延長又は端数をそれぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。

3 計算単位当たりの占用料の基準を年額で定めたもので、占用期間が1年未満のもの又は占用期間に1年未満の端数のあるものは、許可の日の属する月から占用を終わる日の属する月までの月割計算によるものとする。

別表第2の1の表備考4中「料金を」を「許可に係る占用料」に改め、「これを」を削り、同表の1の表備考5中「料金の額」を「1件の許可に係る占用料の合計額」に改め、同表の2の表備考中「算出」を「計算」に、「法第39条第1項の許可に係る占用料の備考(第3号の規定)」を「表の備考(備考3)」に改める。

**附 則**

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第34号**

**高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「成績報告書」を「英語表記による成績報告書、成績報告書」に、「590円」を「2,600円」に改める。

**附 則**

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第35号

## 高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例

高知県建築士法施行条例（昭和27年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次条において「省令」を「以下「省令」に改める。

第6条第1項中「18,000円」を「19,200円」に改め、同条第2項中「納付された」を「納付された前項の」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（二級建築士免許証及び木造建築士免許証の書換え交付及び再交付）

**第6条の2** 二級建築士又は木造建築士は、知事に対し、それぞれ二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付を申請することができる。

2 知事は、前項の規定に基づき二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付の申請があったときは、遅滞なく、その交付をしなければならない。

3 二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者は、5,900円の免許証書換え交付手数料又は免許証再交付手数料を県に納付しなければならない。

4 既に納付された前項の免許証書換え交付手数料及び免許証再交付手数料は、還付しない。

（二級建築士等登録事務に係る指定登録機関）

**第6条の3** 法第10条の20第2項の規定により知事が指定した者（以下この条において「指定登録機関」という。）に二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務（次項において「二級建築士等登録事務」という。）を行わせることとしたときは、法第4条第2項又は第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第6条第1項の免許手数料を当該指定登録機関に納付しなければならない。

2 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における前条第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定中「二級建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書」と、「木造建築士免許証」とあるのは「木造建築士免許証明書」と、同条第1項中「知事」とあるのは「法第10条の20第2項の規定により知事が指定した者（以下この条において「指定登録機関」という。）」と、同条第2項中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、同条第3項中「免許証書換え交付手数料」とあるのは「免許証明書書換え交付手数料」と、「免許証再交付手数料」とあるのは「免許証明書再交付手数料」と、「県」とあるのは「当該指定登録機関」とする。

3 第1項及び前項の規定により読み替えて適用する前条第3項の規定により指定登録機関に納付された免許手数料並びに免許証明書書換え交付手数料及び免許証明書再交付手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

第7条第1項中「（法第15条の17の規定により都道府県指定試験機関が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者）にあっては、都道府県指定試験機関」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「受験手数料」を「前項の受験手数料」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（二級建築士等試験事務に係る指定試験機関）

**第7条の2** 法第15条の6第2項の規定により知事が指定した者（以下この条において「指定試験機関」という。）に二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を行わせることとしたときは、二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、前条第1項の受験手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納付された受験手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

3 第1項の規定により指定試験機関に納付される受験手数料の納付の方法は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第10条の9第1項に規定する試験事務規程の定めるところによる。

第8条第2項中「納付された」を「納付された前項の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（事務所登録等事務に係る指定事務所登録機関）

**第8条の2** 法第26条の3第2項の規定により知事が指定した者（以下この条において「指定事務所登録機関」という。）に建築士事務所の登録の実施に関する事務並びに登録簿及び法第23条の9第3号に掲げる書類（省令で定める書類に限る。）を一般の閲覧に供する事務を行わせることとしたときは、法第23条第1項又は第3項の規定により建築士事務所について登録を受けようとする者は、前条第1項の登録手数料を当該指定事務所登録機関に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定事務所登録機関に納付された登録手数料は、当該指定事務所登録機関の収入とする。

第9条中「前3条」を「第6条第1項、第6条の2第3項、第7条第1項及び第8条第1項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県建築士法施行条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。



高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第36号

## 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「及び暫定係留施設を、利便性によりそれぞれ物揚場A及び物揚場B並びに暫定係留施設A、暫定係留施設B及び暫定係留施設Cに」を「のうち、主に小型船舶の保管に係る係留のために使用されるものをその利便性により物揚場A及び物揚場Bに、暫定係留施設をその利便性により暫定係留施設A、暫定係留施設B及び暫定係留施設Cにそれぞれ」に改める。

第6条ただし書中「占用又は使用する」を「占用又は使用をする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の占用料又は使用料は、当該許可の際にその全額を徴収する。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料又は使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収することができる。

第13条の2中「物揚場及び」を「物揚場A及び物揚場B並びに」に改める。

別表第1の2中「野積場の占用料」を「1に掲げる野積場の占用料」に改め、同表の3中「岸壁」を「野積場、岸壁」に改め、「並びに港湾施設用地」を削り、「野積場の占用料」を「1に掲げる野積場の占用料」に改め、同表備考1中「1年未満の」を「1年未満のもの又は占用期間に1年未満の端数のある」に、「占用料の計算単位」を「計算単位当



たりの占用料の基準」に改め、同表備考2中「使用料の計算単位」を「計算単位当たりの使用料の基準」に改める。

別表第2 宿毛湾港の項を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例の施行の際この条例による改正後の高知県港湾施設管理条例（以下この項において「新条例」という。）第13条の2各号に掲げる事務に係るこの条例による改正前の高知県港湾施設管理条例若しくは高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）（以下この項において「旧条例等」という。）の規定により宿毛市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に旧条例等の規定により宿毛市長に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における新条例又は同規則の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第37号

##### 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は2級」を「2級又は特2級」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第38号

##### 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の(1)の表備考6中「算定できる」を「算定することができる」に、「時間外利用料金の額」を「時間外利用料金の額（1時間当たりの時間外利用料金の額は、10円未満の端数を切り捨てて得た額とする。）」に改め、同表備考7中「主競技場を2分の1に区分して利用する場合（アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合に限る。）」を「アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合は、主競技場を2分の1又は5分の1

に区分して利用することができるものとし、その場合に、「2分の1を」を「2分の1又は5分の1を」に改める。

別表2の2の表備考3中「2分の1に」を「2分の1又は5分の1に」に、「2分の1を」を「それぞれ2分の1又は5分の1を」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第39号

##### 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例

高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表中「74人」を「75人」に、「152人」を「153人」に、「431人」を「433人」に、「446人」を「449人」に、「461人」を「464人」に、「1,564人」を「1,574人」に、「1,878人」を「1,888人」に改める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第40号

##### 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(認知機能検査に従事しようとする者に対する講習に係る手数料)

**第15条** 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査（以下この節において「認知機能検査」という。）に従事しようとする者に対する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けようとする者は、講習30分間について350円の認知機能検査従事者講習手数料を県に納付しなければならない。

2 前項の認知機能検査従事者講習手数料は、当該講習を受けようとする際に納付しなければならない。

第16条第1項の表2の項中「以下この条」を「以下この表」に改め、同表4の項中「1,650円」を「2,100円」に改め、同表5の項中「3,200円」を「3,650円」に改め、同表6の項中「2,100円」を「2,550円」に改め、同表15の項を削り、同表14の項中「第108条の2第1項第2号に掲げる講習」を「第108条の2第1項第2号に掲げる講習（取消処分者講習）」に、「第108条の2第1項第10号に掲げる講習」を「第108条の2第1項第10号に掲げる講習（初心運転者講習）」に、

法第108条の	小型特殊自動	講習1時間について2,050
---------	--------	----------------

2第1項第12号に掲げる講習（高齢者講習）	車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	円
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	講習1時間について1,500円

を「

法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（高齢者講習）（以下この表において「高齢者講習」という。）	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する高齢者講習	5,800円（高齢者講習が法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,350円）
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する高齢者講習	2,350円

に、「第108条の2第1項第13号に掲げる講習」を「第108条の2第1項第13号に掲げる講習（違反者講習）」に、「当該講習」を「違反者講習」に改め、同項を同表15の項とし、同表中13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項の次に次のように加える。

8 認知機能検査を受けようとする者	認知機能検査手数料		650円
-------------------	-----------	--	------

第16条第1項の表17の項を同表18の項とし、同表16の項を同表17の項とし、同項の前に次のように加える。

16 法第108条の2第2項の規定による講習を受けようとする者	特定任意講習手数料		1,800円
---------------------------------	-----------	--	--------

とする者	チャレンジ講習手数料		2,750円
	特定任意高齢者講習手数料	特定任意高齢者講習（簡易）	1,400円
		特定任意高齢者講習（通常）（特定任意高齢者講習（簡易）以外の特定任意高齢者講習（加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対して行う講習であって、道路交通法施行令第37条の6第2号の国家公安委員会規則で定める基準に適合するものをいう。）をいう。）	5,800円（特定任意高齢者講習（通常）が法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,350円）

第16条第3項中「第1項の表10の項」を「第1項の表11の項」に改め、同条第4項中「第1項の表12の項」を「第1項の表13の項」に改める。  
 第21条第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 第10条（同条の表1の項の(2)、3の項及び4の項に限る。）の手数料 銃砲の所持が次のいずれかに該当する場合
- ア 消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定により消防本部又は消防署に配置される消防職員が人命救助の用途に供するため、救命索発射銃又は救命用信号銃を所持するとき。
  - イ 地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定により保健所に配置される職員が動物麻酔又はと殺の用途に供するため、麻酔銃又はと殺銃を所持するとき。
- 第22条中「第4条第1項」を「第4条第1項、第15条第1項」に改める。

**附 則**

- (施行期日)
- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
    - (1) 第21条第1項の改正規定及び次項の規定 平成21年4月1日
    - (2) 第16条の改正規定（同条第1項の表の4の項、5の項及び6の項の改正規定を除く。） 平成21年6月1日
    - (3) 第15条、第16条第1項の表4の項、5の項及び6の項並びに第22条の改正規定並びに附則第3項の規定 規則で定める日（経過措置）
  - 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県警察手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。
  - 3 附則第1項第3号の規則で定める日から平成21年6月1日までの間のこの条例による

改正後の高知県警察手数料徴収条例第15条の規定の適用については、同条第1項中「法第97条の2第1項第3号イ」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）による改正後の法第97条の2第1項第3号イ」とする。



高知県庁舎建設基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第41号**

**高知県庁舎建設基金条例を廃止する条例**

高知県庁舎建設基金条例（平成5年高知県条例第1号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、平成21年4月1日から施行する。